

福岡県公報

令和 5 年 4 月 21 日
第 391 号

目 次

告 示 (第257号 - 第279号)

○自衛官の募集	(行財政支援課)	2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	7
○「福岡県の希少野生生物 - 福岡県レッドデータブック」の販売代金の の収納の事務の委託	(自然環境課)	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	7
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	8
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	8
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	8

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	8
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	9
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	9
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9

公 告

○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○落札者等の公示	(総合政策課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	12
○令和5年度狩猟免許試験及び狩猟免許の更新のための適性検査の実 施	(経営技術支援課)	12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	14
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	15
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	15
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	15
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	16

監 査 委 員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	16
------------------	--------------	----

公 安 委 員 会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(県警本部生活保安課)	41
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(県警本部生活保安課)	43
○警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項に規定する検定合 格者審査の実施	(県警本部生活保安課)	45
○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(県警本部生活保安課)	47
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(県警本部生活保安課)	48

告 示

福岡県告示第257号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 募集種目

自衛隊一般曹候補生

2 受付期間

令和 5 年 3 月 1 日（水）から令和 5 年 5 月 9 日（火）まで（令和 6 年 3 月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者は、令和 5 年 7 月 1 日以降からの受付）

3 応募資格

(1) 採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 33 歳未満の者で日本国籍を有する者

※ 32 歳の者は、採用予定月の末日現在、33 歳に達していない者

(2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

(1) 第 1 次試験（筆記（Web））

令和 5 年 5 月 20 日（土）～令和 5 年 5 月 27 日（土）

(2) 第 2 次試験（口述・身体検査）

令和 5 年 6 月 17 日（土）～令和 5 年 6 月 22 日（木）

5 受付場所

受付場所	名称

福岡市博多区竹丘町 1 - 12 （電話 092-584-1881～3）	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方 5 - 1 - 1（小倉駐屯地隣接） （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町 5 - 12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南 2 - 1 - 5 博多サンシティビル 2 F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区名島 3 - 24 - 2 （電話 092-672-3255）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（名島）
福岡市西区姪の浜 5 - 4 - 20 パールマンション 1 F （電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市諏訪野町2401 （電話 0942-38-1616）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町 1 - 2 - 9 （電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町 6 - 7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第258号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

豊前市大字馬場454

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第259号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島市二丈吉井 〃	福喜 梅本 芳則 白山 梅本千利志	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区 (福吉加入区)	二双吾智網漁業
糸島市加布里 〃	古家 信博 古川 剛誠	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧加布里漁業協同組合の地区 (加布里加入区)	小型底びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業

糸島市志摩船越 〃	仲西 義勝 藤野 一豊	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区 (船越加入区)	小型船びき網漁業
糸島市志摩船越 〃	正栄丸水産 (株)正栄・濱 仲西 利弘 豊漁丸水産 (株)豊漁・若宮 仲西 高志	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区 (船越加入区)	いわし揚繰網漁業及び二双吾智網漁業
糸島市志摩岐志 〃	徳栄・順徳組 松前 龍吉 恵比須・日進組 土井良 剛	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧岐志新町漁業協同組合の地区 (岐志新町加入区)	二双吾智網漁業
福津市渡 福津市津屋崎	永島 孝人 赤間 幸明	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧津屋崎漁業協同組合の地区 (津屋崎加入区)	小型底びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業、小型定置網漁業及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
宗像市大島 〃	福崎 正治 福崎 正春	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 (大島加入区)	小型特定漁業及び小型一般漁業
北九州市若松区 大字安屋 〃	本田 義人 山口 豊志	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち 旧脇田漁業協同組合の地区 (脇田加入区)	小型特定漁業、小型一般漁業、小型定置網漁業及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業

福岡県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	久留米 城 島 線 大 川	前	久留米市梅満町243番1先から 久留米市梅満町129番1先まで	18.8 ～ 39.4	142.0
			後	久留米市梅満町243番1先から 久留米市梅満町129番1先まで	18.8 ～ 40.6	142.0

福岡県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年4月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	久留米 城 島 線 大 川	久留米市梅満町243番1先から 久留米市梅満町129番1先まで

福岡県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
大野生155	ざいつ整形外科	大野城市下大利一丁目9-24	R5・3・1
大野生154	おひさま内科・循環器内科	大野城市瑞穂町四丁目4-21	R5・4・1
宰生歯57	筒井歯科医院	太宰府市梅香苑一丁目1-21	R3・5・1
宰生歯58	医療法人明和会 よしだ歯科 小児歯科	太宰府市青山二丁目25-1	R5・3・1
春生歯108	花田歯科医院	春日市ちくし台一丁目18-2	R5・3・1
那珂生歯7	那珂川こじま歯科・小児矯正 歯科医院	那珂川市松木二丁目87	R5・3・1
像生薬73	リーフ薬局	宗像市くりえいと三丁目4-15	R5・1・1
大野生薬99	ウエルシアプラス薬局 大野 城若草店	大野城市牛頸四丁目12-22	R5・4・1
大野生薬98	ウエルシア薬局 イオン乙金 店	大野城市乙金三丁目24-1	R5・4・1
大野生薬97	よつば薬局 瑞穂店	大野城市瑞穂町四丁目4-20	R5・4・1
八女生薬57	八女調剤薬局	八女市蒲原1084-3	R5・3・1
直生薬108	ニコニコ堂薬局	直方市殿町8-16	R5・1・1
宰生訪16	訪問看護ステーションあおや ま24	太宰府市青山二丁目4-11	R5・4・1
大川生訪9	メンタルケア訪問看護ふらつ と	大川市大字大野島2871-1	R5・4・1
小生訪8	まどか訪問看護ステーション	小郡市山隈字弥八郎273-8	R5・1・1
田川生訪36	訪問看護ステーション はれ るや	田川郡香春町大字高野1213-1	R5・4・1
飯生訪41	アース訪問看護ステーション	飯塚市口原50-7	R5・3・7
飯生訪42	訪問看護ステーション 友心	飯塚市立岩964-35 セントロ イヤル新飯塚駅101号	R5・4・1
京生訪17	つき訪問看護ステーション	築上郡築上町大字上別府257-3 沖代アパート5号室	R5・4・1

福岡県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野生147	ざいつ整形外科	大野城市下大利一丁目9-24	R5・2・28
大生383	坂西医院 内科・小児科	大牟田市原山町2-8	R5・1・31
宰生歯10	筒井歯科医院	太宰府市梅香苑一丁目1-21	R3・4・30
宰生歯52	よしだ歯科小児歯科	太宰府市青山二丁目25-1	R5・2・28
春生歯100	花田歯科医院	春日市ちくし台一丁目23	R5・2・28
那珂生歯4	那珂川こじま歯科・小児矯正歯科医院	那珂川市松木二丁目87	R5・2・28
嘉麻生歯32	松原歯科医院	嘉麻市漆生1576	R5・3・4
八女生薬27	八女調剤薬局	八女市蒲原1084-3	R5・2・28
直生薬47	ニコニコ堂薬局	直方市殿町8-16	R4・12・31
京生薬11	安武調剤薬局	築上郡築上町大字安武151	R5・2・24
小生訪1	まどか訪問看護ステーション	小郡市あすみ一丁目40	R3・3・31
田生訪31	訪問看護ステーション はれるや	田川市日の出町8-10	R5・3・31

福岡県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があつ

たので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
古生歯35	医療法人宝歯会 古賀スマイル歯科医院	医療法人宝歯会 古賀スマイル歯科小児歯科医院	古賀市久保1641-5	R5・2・9

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生409	貫内科	糟屋郡須恵町大字新原372-4	糟屋郡須恵町大字上須恵1212-15	R5・3・1
古生歯35	医療法人宝歯会 古賀スマイル歯科小児歯科医院	古賀市花見東四丁目13-27	古賀市久保1641-5	R5・2・9
春生歯91	医療法人 くま歯科・こども歯科	春日市上白水三丁目102番地	春日市上白水三丁目80-101	R5・2・27
飯生訪5	良創夢 訪問看護ステーション	飯塚市本町17-12	飯塚市幸袋61-1	R5・4・1
飯生訪40	アフィニティーつづじの丘訪問看護ステーション	飯塚市伊岐須166-6	飯塚市横田823-1	R5・2・10

福岡県告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
田生マ50	岩本 伸也 (岩本鍼灸院)	田川市大字伊田4887-1	R 5・3・10
飯生柔129	山田 知弘 (氣楽堂鍼灸整骨院)	飯塚市花瀬102-21	R 5・3・4
柳生柔47	山田 早人 (両開整骨院)	柳川市有明町80-2	R 5・3・6
大川生柔37	江頭 秀文 (江頭整骨院)	大川市大字酒見295-4 中村店舗2F	R 5・3・14
像生柔137	清國 彩 (堺整骨院 宗像本院)	宗像市栄町13-4	R 5・3・1
宗遠生柔57	小野 拓哉 (はなまる整骨院)	遠賀郡岡垣町大字黒山338-1 イオン岡垣店1階	R 5・2・24
飯生はき38	山田 知弘 (氣楽堂鍼灸整骨院)	飯塚市花瀬102-21	R 5・3・4
田生はき18	岩本 伸也 (岩本鍼灸院)	田川市大字伊田4887-1	R 5・3・10

福岡県告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生柔106	山田 知弘 (タンポポ鍼灸整骨院)	飯塚市花瀬102-21	R 5・3・3
飯生柔22	上田整骨院	飯塚市枝国三区	R 5・3・31
飯生はき28	山田 知弘 (タンポポ鍼灸整骨院)	飯塚市花瀬102-21	R 5・3・3

福岡県告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
大野居150	よつば薬局 瑞穂店	大野城市瑞穂町四丁目4-20	R 5・4・1	居管・予居管
田川居312	サンハイム豊寿園ショートステイ	田川郡糸田町1704	R 5・4・1	短生・予短生

福岡県告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕居212	訪問看護ステーションひとごころ	糟屋郡粕屋町長者原東二丁目8-25	糟屋郡粕屋町原町四丁目8-22	R 4・2・1
小居73	まどか訪問看護ステーション	小郡市あすみ一丁目40	小郡市山隈字弥八郎273-8	R 4・4・1

飯居201	良創夢訪問看護ステーション	飯塚市本町17-12	飯塚市幸袋61-1	R5・4・1
飯居468	アフィニティーつづじの丘訪問看護ステーション	飯塚市伊岐須166番地6	飯塚市横田823番地1	R5・2・10
糸島地居127	ヘルパーステーション愛糸	糸島市二丈田中87-7	糸島市二丈田中三丁目1-3	R5・2・1
飯居116	ファミリーケア・春	飯塚市勢田12-24	飯塚市鯉田1095番地	R5・2・19

福岡県告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像支46	ケアプランセンター湊の杜	宗像市神湊411	R5・3・31

福岡県告示第270号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－普及版」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

委託先	所在地	委託期間
川茂株式会社	東京都千代田区三番町24-3三番町MYビル	令和5年4月1日から令和6年2月29日まで
政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号	令和5年4月1日から令和6年2月29日まで
株式会社積文館書店	大野城市白木原五丁目1番22号	令和5年4月1日から令和6年2月29日まで
タカミヤ・里山・エックス共同事業体	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号	令和5年4月1日から令和6年2月29日まで
合名会社みやはら書店	直方市殿町8番26号	令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

福岡県告示第271号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第208号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鶴ヶ丘団地(1)	福岡市南区柏原二丁目及び大字柏原（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第209号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鶴ヶ丘団地 (1)	福岡市南区柏原二丁目及び大字柏原（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第273号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鶴ヶ丘団地 - 1	福岡市南区柏原二丁目及び柏原（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第274号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

鶴ヶ丘団地 - 1	福岡市南区柏原二丁目及び柏原（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
--------------	----------------------------------	---------	-------------------

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第275号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第268号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
姪浜 2 丁目 (2)	福岡市西区姪の浜二丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
愛宕 2 丁目 (a)	福岡市西区愛宕二丁目、愛宕三丁目、愛宕四丁目及び姪の浜二丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第276号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第269号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
姪浜 2 丁目 (2)	福岡市西区姪の浜二丁目 (別紙図面 1 に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表 のとおり
愛宕 2 丁目 (a)	福岡市西区愛宕二丁目、 愛宕三丁目、愛宕四丁目 及び姪の浜二丁目 (別紙 図面 2 に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表 のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第277号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
姪浜 2 丁目 - 2 - 1	福岡市西区姪の浜二丁目 (別紙図面 1 に示す区 域のとおり)	急傾斜地の崩壊
姪浜 2 丁目 - 2 - 2	福岡市西区姪の浜二丁目 (別紙図面 2 に示す区 域のとおり)	急傾斜地の崩壊
愛宕 2 丁目 - 1	福岡市西区愛宕二丁目、愛宕三丁目、愛宕四丁 目及び姪の浜二丁目 (別紙図面 3 に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 3 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第278号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
姪浜 2 丁目 - 2 - 1	福岡市西区姪の浜二丁目 (別紙図面 1 に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表 のとおり
姪浜 2 丁目 - 2 - 2	福岡市西区姪の浜二丁目 (別紙図面 2 に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表 のとおり
愛宕 2 丁目 - 1	福岡市西区愛宕二丁目、 愛宕三丁目、愛宕四丁目 及び姪の浜二丁目 (別紙 図面 3 に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 3 に記載する表 のとおり

備考 別紙図面 1 から 3 は省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第279号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市黒川字宮園1879の4（次の図に示す部分に限る。）、字疣目3502の2、3502の3、矢野竹字山口1255の10
- 保安林として指定された目的
水源の^{かん}滴養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年3月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン南行橋
(2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数(台)	駐車場の位置	収容台数(台)
店舗南	108	店舗南	104
店舗南西	47	店舗南西	40
店舗北	9	店舗北	10

店舗北	152	店舗北	152
店舗北	153	店舗北	158
店舗北東	147	-	-
合計	616	合計	464

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2	店舗南	2	店舗南
1	店舗南西	1	店舗南西
2	店舗北	2	店舗北
1	店舗北	1	店舗北
1	店舗北	1	店舗北
2	店舗北東	-	-

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称及び数量

令和5年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」

朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 5 年 3 月 15 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社読売広告西部

(2) 住所

福岡市中央区赤坂一丁目 16 番 5 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

36,630,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 5 年 1 月 31 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

那珂川市片縄北六丁目 769 番 1、769 番 11 の一部及び 769 番 20 から 769 番 27 まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市城南区荒江一丁目 28 番 18 号

興永産業株式会社

代表取締役 津田 拓

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

令和 5 年度福岡県地価調査業務委託契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部総合政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 5 年 4 月 3 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会

(2) 住所

福岡市博多区祇園町 1 番 40 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

68,509,100円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第 13 条 1 (b) に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字前844番 2 及び869番 1 から869番16まで並びに宇踊町873番 1 から873番21まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区渡辺通一丁目 9 番 2 - 702
 有限会社セゾンホーム
 取締役 加藤 章一郎

公告

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
橋本 信博	うきは市浮羽町山北228番地 3

公告

令和 5 年度狩猟免許試験及び狩猟免許の更新のための適性検査を次のように実施する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
令和 5 年 6 月 21 日 (水曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目 8 - 8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所
	行橋市中央一丁目 2 - 1	福岡県行橋総合庁舎	福岡県行橋農林事務所

令和 5 年 6 月 22 日 (木曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目 8 - 8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所
	北九州市八幡西区則松三丁目 7 - 1	福岡県八幡総合庁舎	福岡県八幡農林事務所
令和 5 年 7 月 27 日 (木曜日)	朝倉市甘木198 - 1	ピーポート甘木	福岡県朝倉農林事務所
	飯塚市新立岩 8 - 13	飯塚市立岩交流センター	福岡県飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606 - 1	福岡県筑後農林事務所	福岡県筑後農林事務所
令和 5 年 8 月 20 日 (日曜日)	飯塚市新立岩 8 - 1	福岡県飯塚総合庁舎	福岡県飯塚農林事務所
令和 6 年 1 月 20 日 (土曜日)	朝倉市甘木198 - 1	ピーポート甘木	福岡県朝倉農林事務所
令和 6 年 1 月 21 日 (日曜日)			

2 狩猟免許試験の受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの
 なお、年齢については、銃猟免許にあっては試験当日20歳以上、網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日18歳以上の者

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について	午前 9 時 30 分～午前 11 時 00 分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前 11 時 00 分～午後 0 時 30 分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後 1 時 30 分～午後 5 時 00 分

3 狩猟免許の更新のための適性検査の期日及び場所

期 日	会 場 所 在 地	会 場 名

令和5年6月29日 (木曜日)	飯塚市新立岩8-13	飯塚市立岩交流センター
令和5年7月4日 (火曜日)	八女市立花町原島108-1	八女市立花市民センター
令和5年7月5日 (水曜日)	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木
令和5年7月12日 (水曜日)	みやま市高田町濃施14	まいピア高田
令和5年7月20日 (木曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎
	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎
令和5年7月21日 (金曜日)	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎
令和5年8月20日 (日曜日)	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎

4 狩猟免許更新のための適性検査の受検資格者及び検査時間

(1) 受検資格者

令和2年において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（1種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認されたものについては、適性試験を免除する。

(2) 検査時間

午前9時から午後5時までのうち1時間程度

5 受験又は受検の申込方法

(1) 受験又は受検の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（いずれも免許の種類ごとに1通必要）に必要な事項を記入し、次に掲げるものを添えて、下記で定める申込期間内に申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン（消えないもの）で記入すること。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの。免許の種類ごとに1枚必要）を貼った受験票又

は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（(ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(ア)から(オ)までに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,900円を加算のこと。）

なお、各手数料は、福岡県領収証紙で納付すること。

（販売所一覧：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html>）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟

法により狩猟をする者を対象とする。

【実施期日、会場名及び申請期間】

狩猟免許試験		
実施期日	会 場 名	申 請 期 間
令和 5 年 6 月 21 日 (水曜日)	福岡県福岡西総合庁舎	5月18日(木)～6月7日(水)
令和 5 年 6 月 22 日 (木曜日)		
令和 5 年 6 月 21 日 (水曜日)	福岡県行橋総合庁舎	5月18日(木)～6月7日(水)
令和 5 年 6 月 22 日 (木曜日)	福岡県八幡総合庁舎	5月18日(木)～6月7日(水)
令和 5 年 7 月 27 日 (木曜日)	ピーポート甘木 飯塚市立岩交流センター 福岡県筑後農林事務所	5月18日(木)～7月11日(火)
令和 5 年 8 月 20 日 (日曜日)	福岡県飯塚総合庁舎	5月18日(木)～8月3日(木)
令和 6 年 1 月 20 日 (土曜日)	ピーポート甘木	11月1日(水)～12月28日(木)
令和 6 年 1 月 21 日 (日曜日)		

狩猟免許の更新のための適性検査		
期 日	会 場 名	申 請 期 間
令和 5 年 6 月 29 日 (木曜日)	飯塚市立岩交流センター	5月29日(月)～6月20日(火)
令和 5 年 7 月 4 日 (火曜日)	八女市立花市民センター	5月29日(月)～6月26日(月)
令和 5 年 7 月 5 日 (水曜日)	ピーポート甘木	5月29日(月)～6月26日(月)
令和 5 年 7 月 12 日 (水曜日)	まいピア高田	5月29日(月)～7月3日(月)
令和 5 年 7 月 20 日 (木曜日)	福岡県福岡西総合庁舎 福岡県八幡総合庁舎	5月29日(月)～7月10日(月)
令和 5 年 7 月 21 日 (金曜日)	福岡県行橋総合庁舎	5月29日(月)～7月10日(月)
令和 5 年 8 月 20 日 (日曜日)	福岡県八幡総合庁舎	5月29日(月)～8月10日(木)

6 注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により日程を変更する可能性があること。
- (2) 試験の当日の受付は、午前9時00分から同9時30分まで行う。
- (3) 適性検査の当日の受検時間は農林事務所職員が指示する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、狩猟者講習は狩猟免許更新申請書の受付時に配布する資料を用い、受検者が自宅において学習することにより代替する。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は適性検査を受けることができなくなるので注意すること。
 - ア 試験開始時刻又は適性検査開始時刻に遅れた場合
 - イ 受験中又は検査中無断で退席した場合
 - ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合
 - エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合
- (6) 手数料は、福岡県領収証紙により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。
- (7) 試験又は適性検査には、受験票又は受講票及び筆記具を必ず持参すること。
- (8) その他詳細については、福岡県各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課又は農林水産部経営技術支援課鳥獣対策係に問い合わせること。

公告

八女地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
西江 道明	八女市本2971番地
西村 一幸	八女市本2983番地 1

野上 邦雄	八女市本983番地 1
野田 豊	八女市大籠24番地 3
松延 正弘	八女市今福1181番地 4
中嶋 義則	八女市本1368番地 1
樋口 達也	八女市今福933番地

2 退任監事

氏 名	住 所
鬼木 敏博	八女市本858番地
松延 政勝	八女市今福1257番地10

3 就任理事

氏 名	住 所
西江 道明	八女市本2971番地
西村 一幸	八女市本2983番地 1
松延 正弘	八女市今福1181番地 4
川口 辰弘	八女市黒土191番地 1
中嶋 義則	八女市本1368番地 1
樋口 達也	八女市今福933番地
鬼木 勝平	八女市本858番地

4 就任監事

氏 名	住 所
野上 久義	八女市本625番地 1
松延 政勝	八女市今福1257番地10

公告

筑後北部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
城戸 修	筑後市大字熊野1021番地 8

公告

八女筑後地区土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任監事

氏 名	住 所
城戸 修	筑後市大字熊野1021番地 8

公告

広川土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任理事

氏 名	住 所
丸山 敬二郎	八女郡広川町大字日吉271番地 1

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
筑後北部土地改良区	令和5年4月12日

監査委員**監査公表第2号**

令和4年5月10日付けで公表した、包括外部監査人西秀雄が実施した「住宅施策に係る財務事務の執行について」に関する包括外部監査の結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月21日

福岡県監査委員 塩川 正一
同 世利 洋介
同 森 行一
同 大島 道人

4建総第3749号
令和5年3月24日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 世利洋 殿
同 森行 殿
同 大道人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

令和3年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

住宅施策に係る財務事務の執行について

II 住生活基本計画	監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見1) 指標の改善について 福岡県住生活基本計画において、基本目標1とされている「多様な居住ニーズに応える環境づくりと住宅セーフティネットの充実」には、「子育て世帯の誘導居住面積水準達成率」、「高齢者人口に対する高年齢向け住宅の割合」、「最低居住面積水準未達成率」と「最居住面積水準未達成率」の指標については、改善されているとは言い難い状況である。 街なかの住宅が密集している地域の再開発、狭小な集合住宅の重点的な建替え助成、多子世帯向けの大型物件を流通させるための支援制度など、指標改善のための施策について検討されたい。</p>	<p>地域の住環境改善に取り組む主体は基礎自治体である市町村である。当該指標の改善に活用できる支援制度として、老朽木造建築物が密集している地域などにおける住宅の建替えや子育て支援施設整備等の市街地の再生などに関する総合的に支援を行う国の「住宅市街地総合整備事業」がある。県は要望ヒアリングや技術的助言などを通じて市町村の取組を支援する役割を持ち、市町村が事業を活用できるように、事業内容や補助率などに関する情報を提供を実施する。多子世帯の参加する会議で情報提供を行ったほか、今後も引き続き情報提供を実施することとする。</p>	<p>地域の住環境改善に取り組む主体は基礎自治体である市町村である。当該指標の改善に活用できる支援制度として、老朽木造建築物が密集している地域などにおける住宅の建替えや子育て支援施設整備等の市街地の再生などに関する総合的に支援を行う国の「住宅市街地総合整備事業」がある。県は要望ヒアリングや技術的助言などを通じて市町村の取組を支援する役割を持ち、市町村が事業を活用できるように、事業内容や補助率などに関する情報を提供を実施する。多子世帯の参加する会議で情報提供を行ったほか、今後も引き続き情報提供を実施することとする。</p>
<p>(意見2) ひとり親、多子世帯の応募減少について 県営住宅においては、ひとり親、多子世帯に對する倍率優遇措置が行われている。具体的には、配偶者のいない方で子どもを扶養しているひとり親世帯や、子どもが3人以上いる多子世帯に対し、通常は1つの抽選番号を交付するところを、当該世帯については2つの抽選番号(連番)を割り当て、抽選倍率の優遇措置を行っている。ひとり親世帯、多子世帯が優先的に入居可能な優遇措置があるが、応募世帯、入居世帯ともに減少傾向であり、入居を希望する割合も減少している。 福岡県住宅供給公社及び県ホームページュでのひとり親、多子世帯に對する優遇措置の周知徹底や公営住宅へのイメージアップなどを図ることとひとり親世帯、多子世帯の応募世帯を増やし、結果として入居インタネーターで情報を入手している。少なくともホームページュを見れば、優遇措置の詳細が分かるように情報を充実することが望ましい。</p>	<p>公社ホームページュの全面更新に合わせ、令和4年10月3日から県営住宅の倍率優遇措置に関する情報を固くするため、公社ホームページュの「県営住宅入居募集」のページにひとり親、多子世帯も含めて詳細を掲載した。また、県のホームページからも公社ホームページに移動できるようにし、優遇措置の詳細が分かるようにした。</p>	<p>公社ホームページュの全面更新に合わせ、令和4年10月3日から県営住宅の倍率優遇措置に関する情報を固くするため、公社ホームページュの「県営住宅入居募集」のページにひとり親、多子世帯も含めて詳細を掲載した。また、県のホームページからも公社ホームページに移動できるようにし、優遇措置の詳細が分かるようにした。</p>
<p>(意見3) 新婚・子育て世帯優先応募集住宅の周知について 県営住宅では新婚・子育て世帯向けに優先応募集を行っているが、募集戸数に對する入居世帯数が減少傾向にある。優先応募集については、福岡県住宅供給公社のホームページでしか情報が入手できないため、新婚・子育て世帯に對して優先応募集に對する情報周知を強化することで、募集戸数に對する入居割合の向上に努められたい。また、県のホームページの「子ども・青少年」のページ等で県営住宅の情報など、住宅のセーフティネット制度の情報を掲載することが望ましい。</p>	<p>県ホームページにおいて、令和4年9月の入居者募集案内から、子育て世帯等に優先枠を設けた住宅に関する記載を追加し、新婚・子育て世帯優先枠募集に對して情報周知を行った。また、「子ども・青少年」のページにも県営住宅の入居者募集に對して掲載することとした。</p>	<p>県ホームページにおいて、令和4年9月の入居者募集案内から、子育て世帯等に優先枠を設けた住宅に関する記載を追加し、新婚・子育て世帯優先枠募集に對して情報周知を行った。また、「子ども・青少年」のページにも県営住宅の入居者募集に對して掲載することとした。</p>
<p>(意見4) 予定価格の積算について (一財)福岡県建築住宅センターに耐震・バリアフリーアドバイザー派遣業務委託を行い、バリアフリーアドバイザー派遣及び登録講習会等を実施している。耐震・バリアフリーアドバイザー派遣業務委託の仕様書では、通年にわたって1名の常勤職員(派遣事務局職員)の確保が定められているが、なぜ1名の常勤職員が必要となるのかが不明であった。想定されている人件費についても平成8年度より継続して採用されているもので、人件費の算定根拠が必要か把握し、各事業の事業規模と内容により、どの程度の事務作業が必要か把握し、必要な業務時間・日数を積算し、他の委託業務と同様に積算単価(例えば、当該委託業務では設計業務委託等技術者単価が採用されている)を積算した業務時間・日数に乘じて事務局人件費を算定することが望ましい。</p>	<p>令和4年4月の契約から、設計業務委託等技術者単価を採用し、必要な業務時間・日数から事務局人件費を算定し予定価格を積算することとした。</p>	<p>令和4年4月の契約から、設計業務委託等技術者単価を採用し、必要な業務時間・日数から事務局人件費を算定し予定価格を積算することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見5) 随意契約の理由について 生涯あんしん住宅の管理・運営等業務は、随意契約によって（一財）福岡県建築住宅センターに委託されている。生涯あんしん住宅の管理・運営等業務の実施にあたっては、「①県内での活動が可能であること②公共性・中立性の確保③省エネやバリアフリー、耐震化など県が目指す優良な住宅に関する広範・多岐にわたる住宅に関する情報を蓄積し、住宅行政に関する専門知識を有していることが必要」とされている。</p> <p>随意契約の理由について、生涯あんしん住宅の管理・運営等業務の実施にあたって、なぜ「②公共性・中立性の確保」が条件として必要となることが記載されていないかかった。また、「条件を満たす事業者は、住宅情報の提供や相談事業等を公益事業として実施し、ノウハウを蓄積している（一財）福岡県建築住宅センターの」とことであったが、他にも数多くあるのではないかと思われるが、（一財）福岡県建築住宅センターのみが条件を満たしていると判断した理由が随意契約の理由書では明確ではなかった。随意契約の理由として記載することが望ましい。</p>	<p>生涯あんしん住宅の管理・運営等業務には各社製品の紹介業務などが含まれており、公共性・中立性の確保は必須であること、またこれらの条件を満たす相手方が一者のみである理由について、令和4年4月の契約から、契約時の随意契約理由書に明記することとした。</p>
<p>(意見6) 早期の入札実施について 耐震・バリアフリーアドバタイザー派遣業務委託と生涯あんしん住宅管理運営等業務委託の入札がいずれも3月31日に実施されている。いずれも1回目では県の予定価格に折り合わず、結果として2回目以降も1回目の入札を実施すること、不落の場合にも次の入札までの時間が取れるため、業務の遂行に支障が出ないように対応することができ、また受託先としても次年度業務のための予算編成や準備のための余裕時間を確保することができ、県の業務に支障がない程度に、早期の入札を実施することについて検討されたい。</p>	<p>令和4年度事業に関する契約の見直しは、ともに予算成立後速やかに実施した。今後でもできる限り早期の手續に努めていくこととする。</p>
<p>(意見7) 補助業務執行体制の明確化について （一財）福岡県建築住宅センターが実施する福岡県住宅相談事業に對して、事業費の3分の2を限度として予算の範囲内で福岡県は補助金を交付している。しかしながら、事業開始前に提出する事業実施計画書、補助金の交付申請書、実績報告書においても専門相談員が何名でどのような相談対応をしているのかが不明であった。事業実施計画書と実績報告書において、福岡と北九州にそれぞれ何名の専門相談員を配置する計画であるのか、実際に何名配置したのか記載するように指導されたい。</p>	<p>令和4年度から、補助金交付に係る審査等に必要情報として専門相談員の配置体制について実施計画書及び実績報告書に明記するよう（一財）福岡県建築住宅センターに指導した。</p>
<p>(指摘事項1) 再委託の口頭による承認について 令和2年度福岡県空き家活用サポートセンター運営業務委託契約書では、再委託を行う場合には県の承認を求めている。再委託の承認を口頭で行っていたものが一部あった。行政手續の実施状況と承認については、口頭ではなく、電子記録もしくは書面で行うように改められたい。</p>	<p>再委託の申請及び承認については、監査開始前の令和3年4月から書面で行っており、再委託承諾申請書の提出を求め承諾書の交付を行うこととされている。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見8) 「新しい生活様式対応改修工事」に対する補助の在り方については、既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金において、令和2年度2月補正から「新しい生活様式」対応改修工事を対象工事に追加し、テレワークやオンライン授業に対応するための改修などに補助を行うことで、柔軟な働き方が可能な住まいづくりの普及を図っていくことであった。当該補助金は、既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業の補助金であり、その前提として、「住まいの健康診断」を済ませた既存住宅を購入すること、持ち家の場合は、持ち家を所有する親世帯の住宅に、若年世帯又は子育て世帯が同居するための工事（同居リノベーション）であることが前提であり、単に「新しい生活様式対応改修工事」を実施するのみでは補助金は交付されない。</p> <p>場所にとらわれない柔軟な働き方が可能な住まいづくりについては、既存住宅の流通促進や多世代居住の推進とは別の課題として、施策を進めていくことが望ましい。補助金による施策を行うのであれば、個別の補助金を設けるか、既存住宅の購入や多世代居住を前提とした要件に変更し、交付することが施策として効果的である。</p>	<p>当該事業は、既存住宅の流通と多世代居住の促進を主目的とした事業であり、場所にとらわれない柔軟な働き方が可能な住まいづくりが既存住宅の流通につながることから「新しい生活様式」対応改修工事を対象工事に追加しているが、指摘のとおり、別の課題として取り組んでいくことも考えられる。</p> <p>場所にとらわれない柔軟な働き方が可能な住まいづくりの推進には、補助金の創設や既存補助金の見直しに加え、空き家の利活用推進や普及啓発など様々な手法が考えられるため、国の行う住生活総合調査などの調査結果を分析するなど、有効な施策について慎重に検討を行っていく。</p>
<p>(意見9) 既存住宅の流通戸数について福岡県では、令和7年度における既存住宅の流通戸数を約16,000戸とすることを目標としている。平成30年度の既存住宅の流通戸数は約7,300戸とむしろ減少しており、令和7年までに16,000戸を達成するには、現状の施策のみでは十分ではなく、さらなる施策が必要とされること。例えば、浸水リスクが地域について、新規住宅の建築制限を設けることや、土砂災害リスクが高い地域での開発制限を行うことで、新規住宅のより安全な供給を図り、結果として安全な既存住宅の流通が増加するような施策についても検討されたい。</p>	<p>既存住宅流通戸数の目標は国の指標を元に算出した値であり、令和3年度の計画見直しの際には直近の状況を考慮して目標値を9,600戸（令和12年度時点）へ見直しを行ったところである。この目標を踏まえ、既存住宅の流通促進を図るため、住まいの健康診断や既存住宅・多世代居住リノベーションの推進事業といったこれまでの既存住宅流通促進の取組に加え、令和4年度からは、既存住宅の省エネ改修を行う際の工事費の一部に対する補助を開始した。</p>
<p>(意見10) 新築住宅における認定長期優良住宅の割合について福岡県生活基本計画（平成28年度～平成37年度）では「新築住宅における認定長期優良住宅の割合」を令和7年度までに20%とする目標が立てられている。現計画より前の平成23年度～32年度計画では平成32年度で20%とする目標が立てられており、前計画の目標は達成できていない。また現計画においても、「新築住宅における認定長期優良住宅の割合」は平成28年度の10.4%から2%程度の増加に留まっている。長期優良住宅の割合を、より増やすために、さらなる施策を検討されたい。</p>	<p>認定長期優良住宅のストック数増加のために、長期優良住宅制度について、これまで県ホームページに掲載などにより周知を行ってきたが、更なるストック数の増加を図るために、ホームページ以外での様々な広報媒体の活用などについて検討していく。</p>
<p>(意見11) マンションの長期修繕計画作成と修繕積立金の設定促進について福岡県の住生活基本計画では、マンションの適切な維持・管理を推進するための施策や成果指標が設定されていない。マンションの空き家化は、戸建ての空き家化よりも影響が大きいため、福岡県においても「住まいづくりの手引き等」を配布することに加え、マンションの適切な維持・管理を推進するための施策について検討されたい。</p> <p>マンションの管理については、マンション管理組合の機能の強化や修繕積立金を確保するための施策が必要である。マンション管理組合への研修制度、長期修繕計画の管理認定制度、長期修繕計画作成のために第三者の建築専門家に依頼するための支援など、施策について検討されたい。</p>	<p>令和3年度に見直しを行った福岡県住生活基本計画においては、「取組む施策」を掲げており、個別具体的な成果指標等については令和5年度策定予定である「福岡県マンション管理適正化推進計画」において設定する。</p> <p>なお、管理組合の機能を強化するため、管理組合を対象とした「相談窓口の設置」、「マンション管理士派遣」、「マンション管理規約適正性診断」を令和4年度当初から開始した。また、管理組合の研修として「マンション管理セミナー・相談会」を8～10月に県内3か所で開催し、マンション管理適正化のための各種制度や管理計画認定制度、適切な資金計画のための支援制度について説明を行った。</p> <p>これらの取組を今後も継続するとともに、令和5年秋季に策定する「福岡県マンション管理適正化推進計画」に基づき、「管理計画認定制度」の運用を開始する予定である。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見12) 研修事業のオンライン化について「住生活産業の活性化」や「既存住宅の流通促進」等をテーママナーに住宅建築関連業者を対象とした研修事業を実施している。新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の研修事業は中止され、予算執行は行われなかった。</p> <p>研修事業は新型コロナウイルスの影響下においても、各種公的機関、民間法人等ではオンラインで研修を実施しているところがある。当該研修事業は住宅建築関連業者を対象とした事業であり、オンライン環境を整備している業者も多いのではないかと思われる。</p> <p>カリキュラムによってはオンラインで実施できないものもあると思われるが、オンラインで実施できるカリキュラムに編成するなどの対応で、事業を全面的に中止するのではなく、可能な限り実施できるように検討されたい。</p>	<p>今後の研修事業の実施にあたっては、必要に応じてオンライン開催を検討する。令和4年10月に対面・オンラインのハイブリッド形式での研修を1件実施した。</p>
<p>(意見13) 契約書の入手について福岡県快適な住まいづくり推進助成金の助成対象は、「長寿化に配慮した住宅」として知事が別に定めた基準に適合した木造住宅」であり、助成を受けようとする者は工事着工前に申請を行う必要がある。福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付対象者認定申請書や福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付申請書に記載されている工事着工日が正しいかどうかを確認する書類がなく、認定申請の前に着工されていないか、認定通知発行前に着工されていないか確認することができなかった。</p> <p>後継事業となる「ふくおか県産材家づくり推進助成金」においても同様に工事着工日が正しいかどうかを確認する必要がある。確認の手段として契約書の入手が考えられる。契約書を入力して審査することについて検討されたい。</p>	<p>工務店が発行する契約書は建築工事以外の全体の工期が示されていることがあり、契約書では対象工事部分の工事着手日が特定できない場合があるため、令和4年度から、助成金交付申請書の添付資料に、工事着手日の確認できる完成図書を追加し、認定申請や認定通知発行より前に着工されていないかを確認することとした。</p>
<p>(意見14) 福岡県快適な住まいづくり推進助成金チェックシートについて福岡県快適な住まいづくり推進助成金の助成対象は、「長寿化に配慮した住宅」として知事が別に定めた基準に適合した木造住宅」であり、注文住宅については、当該住宅が助成対象となるかどうかをチェックするための「福岡県快適な住まいづくり推進助成金チェックシート」がある。</p> <p>快適な住まいづくり推進助成制度は令和2年度で終了し、「ふくおか県産材家づくり推進助成金」に引き継がれている。「ふくおか県産材家づくり推進助成金」では、「ふくおか県産材家づくり推進助成金チェックシート」を作成することとなっている。こちらのチェックシートも工事着工前の認定審査に資するため、工事着工前に住宅の設計が助成対象となっていないかどうかを建築業者、設計業者にチェックして完成したかどうかを確認するため、建築業者、設計業者にチェックしてもらいたい。再度チェックシートを入力することが望ましい。</p>	<p>令和4年度から、工事着工前の状況と工事竣工前の状況を確認するチェックシートを分け、着工前と竣工後にそれぞれ提出するよう建設業者又は設計者に求めることとした。</p>
<p>(意見15) 指標の充実について住生活基本計画のうち、基本目標3は「地域での豊かな住生活を実感できる良好な居住環境づくり」を目標としているが、その指標として「福岡県住生活総合調査における居住環境に対する満足率」が挙げられている。基本目標3の指標が「福岡県住生活総合調査における居住環境に対する満足率」のみとされているので、他の指標についても採用できないかどうか検討されたい。</p> <p>必ずしも国の指標をそのまま採用する必要はないが、できれば全国平均や他県との比較が可能な指標が望ましい。どのような指標が望ましいかは県での検討し、県の実情にあつた指標を設定されたい。</p> <p>基本目標3は、他県の事例を見ると、県独自の政策や指標を採用する事例が多く、様々な指標が見受けられた。色々な事例があるので、他道府県の事例を参考とし、県の実情にあつた指標を設定されたい。</p>	<p>令和8年度に予定している次の計画見直し時において、国や他道府県の指標を参考に、より適切な指標を設定できるよう、有識者や関連団体等を含めた検討委員会等の意見を聴取し、検討を行う。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見16) 消費者利益の擁護についての指標 基本目標4「住情報提供や消費者利益の擁護の充実と住生活産業等の活性化」に関連する事業として、住まいづくりの引き、生涯、宅建しん住宅における情報提供、住宅相談事業、住まいづくり教室、宅建業法や建築業法に基づく指導など、消費者利益の擁護の充実に係る施策が行われている。基本目標4の指標として「住まいの健康診断応援宣言事業者数」を設定しているものの、消費者利益の擁護についての指標が設定されていない。消費者利益の擁護は重要な課題であるため、また、基本目標4の施策として行われている「住宅建設・改修の担い手育成」については、技術講習会への参加者数や、一定の技能を習得した担い手の人数が目標設定として可能ではないか。他県では消費者への情報提供として県等が発信する住情報サイトのアクセス件数を目標としている事例もあった。情報提供のための各種研修・セミナーへの参加者や、イベントの参加者なども指標として採用が可能であると思われる。 以上は事例であるので、どのような指標が望ましいかは県で検討し、県の実情にあった指標を設定されたい。</p>	<p>令和8年度に予定している次の計画見直し時において、国や他都道府県の指標を参考に、より適切な指標を設定できよう、有識者や関連団体等を含めた検討委員会等の意見を聴取し、検討を行う。</p>
<p>(意見17) 情報の公開について 令和2年度の宅地建物取引業者による違反行為（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第1項又は第3項の規定による指示処分及び同条第2項又は第4項の規定による業務停止処分並びに法第66条第1項第9号の規定による免許取消処分の対象となる行為をいう）について、県では、免許取り消し処分が4件、業務停止処分が1件、指示処分が1件行われている。そのほか、文書による勧告も7件実施されている。これらの情報が県のホームページには掲載されていない。他県では、監督処分の日から5年間と期間を限定し、ホームページで開示している事例がある。監督処分の内容について、県のホームページでも公表することを検討されたい。</p>	<p>監督処分の公表については、これまで国土交通省のネガティブ情報等検索サイトにおいて行っていたが、令和4年6月に過去5年分の指示処分、業務停止処分又は免許取消処分をホームページにおいても掲載することとした。</p>
<p>Ⅲ 県営住宅について</p>	
<p>(意見18) 管理代行の効果について 県の県営住宅は、以前より住宅供給公社が指定管理者として管理代行していたが、平成31年4月より、住宅供給公社を管理者とする管理代行制度が開始された。県営住宅の管理ノウハウの蓄積も期待されている。現在、公社は、県の県営住宅の管理代行を行っているが、県内の市町村営住宅の管理代行も法上は可能である。 例えば、県内の市町村が運営している市町村営住宅についても、管理対象となる棟数が少ない住宅団地は、直営の管理や管理委託が困難となる状況が考えられる。他県では、市営住宅の管理を県の住宅供給公社が管理代行している事例もある。公社、県、市町村が協議して、各市町村で運営している市町村営住宅についても管理代行を受けることができないか検討されたい。</p>	<p>公社による市町村営住宅の管理代行の実施は、県民のニーズに応えらるる安全・安心の良質な住宅の確保という県の住宅政策に寄与するものであり、県の住宅政策を補完することから、県は、公社と役割・使命にも合致することから、県は、公社とともにその準備を進めることとした。 公社は、市町村営住宅の管理代行について、県の意向や施策に基づき、他県公社の事例も参考に、市町村の意向も踏まえて対応していくこととした。</p>
<p>(意見19) 保全業者の全体公募の必要性について 現在の保全業者は、長期間継続している業者が多い一方、保全業者の選定は既存の業者の辞退や廃業等に際して、主にその補充のために行っているため、保全業者の入れ替えがほとんどない状況にある。他の住宅供給公社においては、一定期間で全体公募を行い、中小地場業者を含めて広く門戸を開いている事例が存在する。住宅施設維持のための保全活動の継続性、及び、それを担う地場中小企業の育成という公社の担う役割の観点から、保全業務委託期間を一定期間に区切り、定期的に保全業者の公募を行うことが望ましい。</p>	<p>定期的な公募に向け、令和4年9月に他公社の調査を行い、その後、令和4年度は試行的に2地区で保全業者の公募を実施した。令和5年度も、複数の地区で試行的に実施して課題等を整理した上で、定期的な公募の実施に繋げていくこととする。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見20) 保全業者門戸拡大のためのマーケティングの必要性について 平成28年度から令和3年度までの保全業者の応募数について確認したところ、応募業者が少くない状況が継続しており、住宅施設維持のための保全活動の継続性の観点から、今後の保全業者の確保が課題であると考えられる。ヒアリングやマーケティングを行い、応募の障壁となっている課題がないか調査することが望ましい。そして、マーケティングサポートサウンディングにより判明した課題があれば、その対応策を検討することが望ましい。</p> <p>また、保全業者の継続性の観点から、例えば、公募時において、夜間・休日の連絡体制や過去の対応実績、保全単価の割り増し、発注実績等を公表し、保全業務の受託が安定的な経営に資することを示すことが考えられる。</p>	<p>応募の障壁となっている課題がないかを確認するため、令和4年11月に全ての保全業者に対し、令和4年12月に建設関係団体等に対して、マーケティングを実施したところ、公団が折戻保全業者を募集していることが知られていないこと、保全工事の発注実績や夜間・休日の対応実績など保全業務の内容が理解されていないことが確認できた。</p> <p>その結果を踏まえて、令和5年1月に、発注実績や詳細な業務内容を公表して、建設関係団体等に周知を図って公募を実施したところ、過去と比べて応募者が増えた。</p> <p>このため、今後も、保全業者の公募に際して、発注実績や詳細な業務内容を公表し、更なる周知を行っていくこととした。</p>
<p>(意見21) 昇降機保守業者の選定に係る競争入札の導入について 公団が管理する県営住宅、公社賃貸住宅に係る昇降機（エレベーター）の保守業者は、設置業者及び設置業者の子会社等を保守業者として選定し、随意契約を行っている状況にある。</p> <p>一方で、県が所有する施設の昇降機（エレベーター）の保守業者については、原則として入札によっている。県が管理している施設のエレベーター保守業者を選定においては、入札手続によること、他自治体の住宅供給公社における県営住宅の昇降機保守の業者選定においても随意契約に寄らず、一般競争入札によっている事例がある。県の県営住宅においても随意契約については慎重に検討し、他県の状況を踏まえて入札手続による契約を検討することが望ましい。</p>	<p>県営住宅及び公社賃貸住宅の昇降機は、住民が24時間365日利用するものであり、利用者と利用時間に限られる異なる保有施設とは利用形態が異なることから、県は、昇降機保守業者の選定方法を変更する場合は、他団体の状況を調査し、課題等を整理する必要があると考えている。</p> <p>公団では、他県公団の事例調査及びメーカーへのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、入札に付するための条件、委託する業務の内容を慎重に精査した。その上で、複数の昇降機を有するなど、日常生活に支障が少ないと考えられる団地を選定し、令和4年度に県営住宅の11団地、令和5年度に県営住宅の2団地において、一般競争入札を実施し、業務の適応性、実施状況等について検証することとした。</p>
<p>(意見22) 保全業者の年度評価の活用について 公団では県営住宅、公社賃貸住宅において毎年成績評価を行っているが、特に県営住宅に係る保全業者の成績評価は、その保全業者の評価を十分に活用できていない状況にある。</p> <p>毎年行っている保全業者の評価において、良好な評価となっている業者については、入札参加機会を増やすなど、保全業者にとつてインセンティブが生み出されるよう活用を検討することが望ましい。</p>	<p>保全業者にとつてインセンティブが生み出されるよう、令和4年度から、保全工事等の業者選定を行ううえで、直近の評定結果が良好な評価となつている保全業者については、等級要件及び地区要件を優遇し、入札参加機会を増やすこととした。</p> <p>また、直近の評定結果が特に良好な保全業者については、令和4年8月に福岡県ゆとりある住まいるづくり協議会（会長：知事）による住宅建設管理功労者表彰において、県営住宅で起こる諸問題の解決に關し優れた功労があつた者として推薦し、表彰された。</p>
<p>(指図書事項2) 公団における入札審議委員会の開催の必要性について 公団では、過去に1度も、「福岡県住宅供給公社入札審議委員会要綱」に定める入札審議委員会開催が行われていない。</p> <p>入札審議委員会を毎年開催し、入札や契約手続の運用状況の確認やサンプルで抽出した工事について手続が公団の各規程に準拠しているかについて事後評価を行う必要がある。</p>	<p>福岡県住宅供給公社入札審議委員会要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和4年7月1日付けで入札審議委員会（以下「委員会」という。）の委員の委嘱を行い、委員会を設置した。</p> <p>また、9月20日に開催した委員会では、入札及び契約手続の運用状況を確認し、公社発注工事の中から抽出した工事に係る手続が適切に行われているかについて審議し、事後評価を行った。</p> <p>令和5年度以降も、要綱に基づき、委員会を毎年開催する予定である。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見23) 保全業者に対する改善報告書様式について 公社の保全業者や成績評定実施要領を確認したところ、改善指導書及び業務改善報告書の定型的な様式が定められていない。他県の住宅供給公社においては、業者評価要綱において所定の改善報告書及び改善計画書の様式を定めて運用している事例が存在する。業務の効率化のためにも公社でも同様に要綱で定型的な様式を定め、運用することが望ましい。</p>	<p>成績評定実施要領を改正し、改善指導書及び業務改善報告書の定型的な様式を定めた（令和4年4月1日施行）。</p>
<p>(意見24) 不納欠損金額について 県営住宅事業では、家賃（退去後の未納家賃も含む）、駐車場使用料などの債権のうち、所在不明等により滞納家賃等の納入指導が行えず、期限到来後5年間（もしくは確定判決後10年間）が経過して消滅時効が完成した債権について不納欠損処理を実施している。退去者の滞納家賃については、弁護士法人に家賃回収業務が委託され、収納率の改善が図られているが、退去者の滞納家賃のみではない状況にある者家賃回収にも努めることが望ましい。家賃を支払えない状況にある者に対しては家賃減免申請等を行うことを周知徹底し、滞納を発生させないことが必要である。相談業務、電話督促・訪問督促の強化によって、より一層、生活困窮者のフォローを行われた。また、家賃の支払方法として口座振替の推進を行うことも重要な対策である。事情により口座振替が出来ない入居者はやむを得ないが、家賃の支払は口座振替を原則とすることも考えられる。</p>	<p>従前から毎年度発行の県営住宅だよりによる家賃減免制度の周知、家賃滞納督促時における生活困窮者へのフォロー（状況に応じた分納誓約、自立支援機関や福祉事務所への相談の勧奨・連携）納付書払いとなっている既存入居者への口座振替案内の送付（納付書への同居説明会時に新規入居者、令和5年2月以降、入居説明会時に併せて周知）に対して口座振替が原則であることを併せて周知することとした。</p>
<p>(意見25) 企画公募の周知方法について 福岡県債権回収業務については、業者選定のために企画提案公募が行われ、令和元年8月26日に県のホームページで募集開始、9月9日に参加希望書提出期限であったが、応募業者は1社のみであった。企画提案公募は、複数者の応募により、見積金額、業務内容、業務実績、業務実施体制を評価し、最も優秀な業者を選定するために行われるものであり、少しでも多くの応募があることが望ましい。企画提案公募の競争性を確保するため、公募の情報については、ホームページで公表することにも、他に公募を増やすための手段がないかどうか検討されたい。応募の際の資格要件には弁護士又は弁護士法人であることを記載されており、弁護士会などの情報周知の依頼をかけることで応募者数を増やすことが期待できる。</p>	<p>令和6年度に予定している次期公募では、県ホームページへの公募情報の掲載期間を長くするとともに、福岡県弁護士会に対して所属弁護士への情報周知を依頼することとした。</p>
<p>(指図書事項3) 伺い書の決裁日について 家賃減額申請に対する通知（12月承認分）は、令和2年12月22日起案の伺い書（件名：令和2年度県営住宅家賃減額通知書の発送について）によって回覧され、承認されているが、決裁者の押印はあるものの、決裁年月日と施行年月日が空欄であった。督促状と催告書の発送についても空欄であった。決裁年月日については漏れなく記載することが望ましい。もしくは決裁印を日付印とすることでも考えられる。</p>	<p>公社は、令和4年9月20日付け文書を各管理事務所へ発出し、起案文書の作成例において決裁日を入れるように示し、文書事務を適正に実施するよう周知徹底するとともに、令和4年10月6日、12日及び18日に、県営住宅管理部の職員を対象として、文書事務の適正な実施に係る研修を実施した。</p>
<p>(指図書事項4) 業務定期報告書の記載について 公社から県に提出された業務定期報告書に記載された、家賃減免（免除）申請書の受理、減額（免除）通知書（却下通知書）の交付件数と伺い書「令和2年度県営住宅家賃減額通知書の発送について」の交付件数が異なっていた。業務定期報告書については、記入担当者と別の職員がチェックするなどの方法により、誤りがないように記載されたい。</p>	<p>令和4年度第1四半期の業務報告書から、報告書に記載する数字の根拠資料を添付するとともに、記入担当者及び別の職員により数字の整合性を確認したうえで県へ提出することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(指摘事項5) 業務報告書の記載ミスについて業務報告書の記載の督促状送付件数、家賃等の納入について（催告書）（ほかごき）送付件数、「家賃支払催告書（封書）送付件数、滞納家賃納入催告送付件数と、「督促状及び納入通知書の発送についての同意書」の件数が異なる。作成者と別のものがチェックすることなどにより、業務報告書の記載誤りがないように留意されたい。</p>	<p>令和4年度第1四半期の業務報告書から、報告書に記載する数字の根拠資料を添付するとともに、作成者及び別の職員により数字の整合性を確認したうえで県へ提出することとした。</p>
<p>(意見26) 夜間電話督促と夜間督促について夜間電話督促については、対象者別に夜間電話督促の結果を記載した電話督促対象者名簿と、それを取りまとめた夜間電話督促実施報告書を閲覧したところ夜間電話督促実施報告書はデータ作成されていたが、対象者別に夜間電話督促の結果を記載した電話督促対象者名簿は手書きで作成されていた。読めない、読みづらいものも多く散見された。また筑豊管理事務所の夜間督促実績報告書において、「在宅の場合」の対応記載欄に「子どもにも文書渡す」との記載が散見された。効率化のために公社内の文書についてはPCで作成することを検討されたい。未成年の子どもにも文書を渡すことについては避けるべきであるので、公社内で各担当者に注意喚起されたい。また、夜間電話督促実施報告書については、その記載された人数と、対象者別に夜間電話督促の結果を記載した電話督促対象者名簿の数が一致しているか確認した。しかし、それぞれ人数の一致が確認できないものが見えられた。これは、電話督促対象者名簿と夜間督促実績報告書には本部実施分の人数が含まれているが、夜間電話督促実施報告書と夜間督促実施報告書には各管理事務所実施分の人数しか記載されていないためである。本部実施分を分るようによりに区分し、各管理事務所実施対象となった報告書もあるもので、そのように統一すべきである。</p>	<p>電話督促対象者名簿については、令和4年6月からデータ化するにととした。また、夜間督促では本人不在の場合に、未成年者の子どもにも文書を手渡さないように、全ての管理事務所へ通知文を送付し、周知した（名義人不在の場合には、後日文書を郵送することとした）。夜間電話督促及び夜間督促の結果と対象が一致しないことについては、公社本部実施分の人数を分かるように区分し、各管理事務所の実施対象が明確となるように、実施報告書の書式を統一することとした。</p>
<p>(意見27) 伺い書の決裁日について入居資格本審査に合格すると、部屋決めと入居説明会が行われ、県営住宅入居許可通知を入手する。県営住宅入居許可通知の送付についての伺い書（県営住宅入居許可通知）において、決裁日が記載されていないものが多数散見された。伺い書の決裁日は、実務上、入居指定期と関連しており、内部管理上重要な日付となるので、漏れなく記入することが望ましい。</p>	<p>公社は、令和4年9月20日付け文書を各管理事務所へ發出し、起案文書の作成例において決裁日を入れるよう示し、文書事務を適正に実施するよう周知徹底するとともに、令和4年10月6日、12日及び18日に、県営住宅管理部の職員を対象として、文書事務の適正な実施に係る研修を実施した。</p>
<p>(意見28) 県営住宅同居者異動届（兼収入・家賃再認定申請書）の様式の明確化について県営住宅同居者異動届（兼収入・家賃再認定申請書）において、申請者が入力する場所か、公社の担当職員が入力する場所かが不明確である。県営住宅同居者異動届（兼収入・家賃再認定申請書）の様式を改正し、届出者（申請者）が記載すべき箇所と公社の担当職員が記載すべき箇所を明確に区分することが望ましい。そのうえで、届出者が記載すべき箇所を公社の担当職員が修正する場合には、修正した担当職員が修正箇所を押印するなど、記載、修正したのが誰であるのかが明確となるように留意されたい。</p>	<p>令和4年10月から、県営住宅同居者異動届（兼収入・家賃再認定申請書）の様式を見直し、申請者が記載すべき箇所を太枠にし、申請者が記載すべき箇所と公社職員が記載すべき箇所を明確に区分した。また、令和4年9月20日付け文書を各管理事務所へ發出し、見直し後の県営住宅同居者異動届（兼収入・家賃再認定申請書）の様式を示して、文書事務を適正に実施するよう周知徹底した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見29) 申請書の鉛筆での記載について 閲覧した県営住宅同居承認申請書15件のうち、5件についてボールペンではなく鉛筆で年間所得金額等が記載されていた。後日の修正が可能となる鉛筆での記載は望ましくない。修正が困難となる方法（ボールペンでの記載など）での記載に努められたい。</p>	<p>公社は、令和4年5月30日及び6月7日に開催した県営住宅管理部の職員を対象とした研修において、申請書類に公社職員が記入する際には、申請者記入箇所と区別できるように、赤のボールペンを使用するよう指示を行った。</p>
<p>(指摘事項6) 暴力団照会の同意書について 県営住宅同居承認申請書の承認にあたり、同居しようとするものについては、県が警察へ暴力団照会を行い、暴力団関係者ではないことを確認している。警察へ照会する前に同居者の同意書をもらっておく必要があるが、同意書には同意の日付を記載するように留意されたい。また照会の結果は、申請の承認や承認についての伺い書に記載するにあたり重要な情報である。照会の結果について、申請書に記載するか、伺い書にメールを添付するかいずれの方法で明確にされたい。</p>	<p>公社は、令和4年5月30日及び6月7日に開催した県営住宅管理部の職員を対象とした研修において、同意書の日付については、申請者に必ず記入させるよう指示を行った。 また、暴力団照会の結果については、申請書に記入する欄をゴム印で設けて結果を記入し、伺い書の決裁を受けることとした。</p>
<p>(意見30) 県営住宅同居承認申請書（兼収入・家賃再認定申請書）の様式の明確化について 県営住宅同居承認申請書（兼収入・家賃再認定申請書）において、県が入力する場所か、申請者が入力する場所かが不明確である。県営住宅同居承認申請書（兼収入・家賃再認定申請書）の様式を修正し、申請者が記載すべき箇所と公社の担当職員が記載すべき箇所を明確に区分することが望ましい。そのうえで、申請者が記載すべき箇所を公社の担当職員が修正する場合には、修正した担当職員が修正箇所を押印するなどの記載、修正したのが誰であるのかが明確となるように留意されたい。</p>	<p>令和4年10月から、県営住宅同居承認申請書（兼収入・家賃再認定申請書）の様式を見直し、申請者が記載すべき箇所を太枠にし、申請者が記載すべき箇所と公社職員が記載すべき箇所を明確に区分した。 また、令和4年9月20日付け文書を各管理事務所（兼収入・家賃再認定申請書）の様式を示して、文書事務を適正に実施するよう周知徹底した。</p>
<p>(指摘事項7) 受理印の押印について 県営住宅を長期間使用しないことについての届に、受理印（福岡県住宅供給公社福岡管理事務所受付印）がないものがある。受理印は、住民より届が提出された場合、公社として受け取りしたこと及び日付を明確にするための押印であり、住民から提出された届については、漏れなく受理印を押印することが望ましい。</p>	<p>公社は、令和4年9月20日付け文書を各管理事務所（兼収入・家賃再認定申請書）の様式を示して、文書事務を適正に実施するよう示し、文書事務を適正に実施するよう周知徹底するとともに、令和4年10月6日、12日及び18日に、県営住宅管理部の職員を対象として、文書事務の適正な実施に向けた研修を実施した。</p>
<p>(意見31) 連帯保証人制度の廃止に伴う仕様書の変更について 県営住宅に入居するには、従来、連帯保証人が必要であったが、令和2年4月1日から連帯保証人制度が廃止され、連帯保証人がいなくても入居することが可能となった。「福岡県営住宅管理代行業務仕様書」は以前より変更されおらず、連帯保証人についての規定がそのまま記載されていた。「福岡県営住宅管理代行業務仕様書」は管理代行が適切かつ公平に実施されているかどうかの判断基準でもあるので、連帯保証人制度の廃止に対応して、規定の見直しを行われない。</p>	<p>令和5年3月に連帯保証人制度の廃止に対応した仕様書の見直しをする予定である。</p>
<p>(意見32) 県営住宅管理人の報酬支払規定について 県営住宅管理人の手当は6か月に1回支給されていた。県営住宅管理人の報酬の金額については「福岡県営住宅管理人設置要綱」で定められているものの、支払いが6か月に1回であること、支払は口座振替で実施することについての規定がなかった。 県営住宅管理人の報酬について、支払の頻度と支払方法については、「福岡県営住宅管理人設置要綱」など何らかの内規で定めておくことが望ましい。</p>	<p>令和5年3月に、「福岡県営住宅管理人設置要綱」を改正し、住宅管理人への支払頻度や支払方法について定める予定である。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見33) 管理人の就任に関する承認遅れについて 公社は、県営住宅管理人の委嘱にあたり、「管理人就任承諾書及び推薦書の受理及び審査を行い、住宅及び集会所管理人の委嘱を行うことと。」と管理代行の任様書で定められている。委嘱状と委嘱の伺い書と就任承諾書を閲覧したところ、委嘱の承認が、就任承諾書や委嘱任命日より遅れている事例が散見された。「管理人就任承諾書及び推薦書の受理及び審査」が有名無実となってしまうのは望ましいことではなく、4、5カ月間、委嘱状のないまま管理人が業務を行っている事例もあり、公社としては、早期に管理人の交替を把握し、管理人就任承諾書及び推薦書の受理及び審査を行うよう、努められたい。 なお、新任管理人の任命日が就任承諾書の前となっている事例もある。任命日は就任承諾書の後とするように留意されたい。</p>	<p>公社は、令和4年度から、管理人の交替については速やかに届け出るように注意を促す文書を、毎年行う源泉徴収票の送付の際に同封することに、令和4年6月10日付けの文書を図るとともに、令和4年6月10日付けの文書により、県営住宅管理部の職員に対し、管理人の委嘱が遅延することのないよう周知徹底を行った。</p>
<p>(意見34) 県営住宅管理人の年齢について 県営住宅管理人の年齢を把握したところ、70歳以上の管理人の割合は45%、80歳以上の管理人は13%であった。80歳以上90歳未満の管理人は72名、90歳以上の管理人は4名であった。県は、管理人が一定年齢に達した際には、実効性ある職務の遂行可能か、年齢の応じた負担が大きくなっていないかについて、定期的に確認を行うことを検討されたい。 長期にわたり交替を申し出る機会や相手がおらず、特定の個人の負担となり続けることへの懸念もある。 県は、管理人の交代要員の確保について自治会等への働きかけ積極的に行い、特定の個人負担が継続することがないよう配慮されたい。</p>	<p>令和4年度から、高齢（80歳以上）の管理人に対し、負担が過重になっていないかを確認するため、公社の地区住宅管理員によるヒアリングを実施した。 また、公社は、苦情相談等で団地自治会役員や入居者と接する際に、管理人候補となる入居者情報を収集するとともに、管理人の必要性について入居者に周知徹底し、管理人の交代が可能になるよう働きかけを行っている。</p>
<p>(意見35) 住宅管理人の空席について 住宅管理人が退去などにより辞任した場合、その後継者がいないければ、その管理戸数を管理戸数が不在となる。住宅管理人が不在となつていない管理戸数は、合計で7,644戸であった（令和3年9月1日時点）。同時点の県営住宅全体の管理戸数は28,866戸であるため、県営住宅の管理戸数総数のうち、26.4%程度の戸数である。福岡県営住宅条例施行規則では「県営住宅管理人を置くことができ」として、住宅管理人の設置は義務ではないが、県営住宅の維持管理のためには住宅管理人を設置することが望ましいと思われる。住宅管理人が任命されている団地と任命されていない団地で管理状況の違いが発生するのも望ましいことではない。 住宅管理人がいない団地については、その必要性を検討し、必要であれば住宅管理人の募集をかけるなど、積極的な住宅管理人の設置に努められたい。</p>	<p>住宅管理人が任命されていない団地については、公社の地区住宅管理人を活用して、引き続き管理状況に支障が生じないように努めている。 また、公社は、住宅管理人を置く必要性の高い団地については、令和4年10月から、特に苦情相談等で団地自治会役員や入居者と接する際に、管理人候補になる入居者情報を収集するとともに、管理人の必要性について入居者に周知徹底し、管理人の設置や交代が可能になるよう働きかけを行っている。</p>
<p>(意見36) 県営住宅の空き家増加について 県営住宅とは、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸を目的として建てられた賃貸住宅である。県営住宅の募集戸数が限られる場合には、応募が集中するため、一般的に抽選等によって入居者が選ばれている。 一方で県営住宅であるにも関わらず、入居希望者が集まらず、空室が目立つ県営住宅もある。 県営住宅は、国の補助を受けて県が建設・整備をした住宅を賃貸しているものであつて、まずは入居率を向上させなければならない。そのうえで、老朽化が進み、立地を考慮しても入居率の改善が見込まれない団地については、地元市町村と協議の上、廃止や統合などを進められたい。 賃貸物件の入居率の改善のためには、ネット環境の整備や宅配ボックスの配置など、住環境の整備方法についても検討されたい。また団地や部屋を照会するためのホームページの写真を改善を検討されたい。 現在、県では空き家の有効活用のため、大学の外国人留学生や若年単身の漁業従事者などに対する目的外使用を行っているとのことであつたが、今後も他県の事例を参考にするなど目的外使用の活用について検討されたい。</p>	<p>県営住宅の入居促進策として、条例改正による同居親族要件の見直しや先着順で申し込める常時募集団地の大幅な増加、抽選方式による募集回数増加などを、令和5年度から実施することとし、入居率の向上を図る。 また、令和4年10月3日に全面更新した公社ホームページにおいて、県営住宅の位置や各団地の代表的な間取り等についても、容易に閲覧できるようにし、県ホームページにおいて、県営住宅の内部の写真を随時掲載していく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見37) 空き駐車場の整理と利用について 県営住宅団地の駐車場の設置区画数は25,030区画であるが、契約区画は17,376区画であり、7,654区画が空き区画となっており、駐車場等の利用は県営住宅の入居率の低下もあって、この数3割程度が空き区画となっている。すでに県ではコインパーキング設置を目的とする目的外利用を行っているが、空き駐車場のさらなる有効利用が求められる。民間企業に対する目的外利用による貸し出しのほか、未使用駐車場の緑地化や遊戯場所の確保なども考えられる。</p>	<p>令和4年6月に関係協会に対し、コインパーキングの事業採算性等の考え方について、ヒアリングを行った。その結果を踏まえ、来年度以降、コインパーキングの拡充を行うこととする。 また、コインパーキング以外の活用方法についても、他県市への調査などを行い、検討していく。</p>
<p>(意見38) 県営住宅の災害リスクについて 各県営住宅団地について、ハザードマップ等で洪水被害、内水被害、土砂災害、津波被害、高潮被害のリスクの有無及びその程度を調査した資料を入手したところ、117の県営住宅団地において、何らかの災害リスクが存在した。県営住宅団地のハザードマップで検出された災害リスクについて、その情報が公開されていなかった。また災害リスクに対してどのような対策が取られたのか(もしくは取られる予定であるのか)についても同様に公開されていなかった。各団地のハザード情報をホームページ等で公表することが望ましい。住民はもちろん、これから県営住宅に入居したいと考える応募者にとっても重要な情報である。 また洪水リスクが高い団地については、上階から順番に入居させることや、集会所を上階に設置することなども検討されたい。大規模な豪雨災害が毎年のように発生している状況を考慮すると、団地の建築年度によっては困難ではあるが、災害リスクが高い県営住宅団地については廃止・移転することも検討されたい。</p>	<p>市町村のハザード情報が確認できよう、県ホームページの「県営住宅一覧」に「国土交通省のハザード情報」のリンクを令和4年9月に設定した。 また、住民の高齢化により低層階への入居希望が多いため、上階から順番に入居させずに、洪水リスクが高い団地や地域については、市町村の意向に応じて、市町村と協定を結び、県営住宅の住民等が、上階の空き住戸を水害時の一次避難先として活用できる取組を行っている。 なお、集会所については地盤のかさ上げ、また集会所については住棟の上階に設置すること等、被害低減に配慮した計画を建替時に検討する。土砂災害特別警戒区域内に立地している等の災害リスクが高い県営住宅団地では、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれが高いため別の住戸を幹線する等、早急な移転を促しており、建て替える際は、廃止・移転等も含めて検討する。</p>
<p>(意見39) 県営住宅の防火管理者や訓練実施状況の管理について 県営住宅の消防法上の管理権原者は福岡県住宅供給公社である。県原を有する者」について(平成24年消防予防課長通知)により、管理代行者である福岡県住宅供給公社を権原者として届け出しているの消防法上の管理権原者ではない。県は県営住宅の消防法上の管理権原者ではないが、県営住宅の所有者として防火管理者の責任があり、また県営住宅では火災による死亡事故も起きていることから、防火管理については、改善を求めたい。 まずは、維持管理の仕様書で、公社に防火管理者を選任することを指示するだけでなく、指示した結果として漏れなく防火管理者が選任されているか、業務報告という形で報告を受け、確認すべきである。 また、維持管理の仕様書で消防法に基づく防火対象物定期点検報告等の業務を行うことを指示するだけでなく、「防火管理に係る消防計画」の作成・届出の有無、消火、通報及び避難の訓練などの実施状況、消防用設備等の点検・整備の実施状況について、指示どおりに実施されたのか業務報告を受け、確認すべきである。</p>	<p>防火管理者の選任状況、「防火管理に係る消防計画」の作成・届出の有無、消火、通報及び避難の訓練の実施状況、消防用設備等の点検・整備の実施状況について、公社から令和4年5月に報告を受け、内容を確認し、消防訓練未実施団地について、計画的に実施するよう公社へ指導を行った。今後も、年度当初に報告を受け確認することとする。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見40) 避難訓練等の実施について 収容人員50人以上の県営住宅では防火管理者を設置しているとのことであった。県営住宅の防火管理者は、管理代行を行って公社の各「管理事務所の所長または副所長を防火管理者」として任命している。しかしながら、県営住宅において、防火管理者が主導する避難訓練やおおのほかの消防に係る訓練等は行われていないとのことであった。なお、団地自治会等が自主的に訓練等を実施する事例はあるとのことであった。</p> <p>避難訓練や消火訓練の実施計画を策定し、入居者と協力して訓練を実施することが望ましい。また通報訓練の実施についても検討された。</p> <p>県としては、県営住宅における避難訓練、消防訓練、通報訓練の実施について、ガイドライン等を策定し、その実施について指導を行うとともに、報告を受けることが望ましい。県営住宅には収容人員50名以下の住宅もあるので、そのような県営住宅においては、訓練等をどのように行うのか検討されたい。</p> <p>公社の各管理事務所の所長または副所長を防火管理者として、複数の県営住宅団地の防火管理者を兼任しているが、消防法に則り適切な防火管理を履行することが困難な場合には、兼任は望ましいことではない。また、火災事故など災害時に防火管理者として現場に駆けつけたり、警察・消防からの調査や事情聴取に迅速に対応したりすることも望まれるため、現状の防火管理者の在り方も含め検討されたい。</p>	<p>県は、令和4年4月に避難訓練、消防訓練、通報訓練、通ドラインを作成した。ガイドラインには、公社が防火訓練実施マニュアル（以下「マニュアル」）を作成すること、防火訓練の実施状況を県に報告することを記載した。また、収容人員50名未満の県営住宅の防火訓練についても、同様に実施するようガイドラインに記載した。県は、防火訓練の実施状況の報告を受けた場合は、必要に応じて指導及び助言を行うこととする。</p> <p>公社は、ガイドラインに基づき、令和4年5月にマニュアルを作成し、各管理事務所長を集めた会議で説明を行い、公社内部での周知徹底を図った。また、団地自治会と調整ができた3団地において、防火訓練を実施した。</p> <p>令和5年度においても、ガイドラインに基づき、防火訓練を実施することとする。</p> <p>防火管理者の在り方については、他県公社の事例の調査結果を踏まえて、検討する。</p>
<p>(指図書事項8) 県営住宅長寿命化計画の策定に係る予算措置の明確化について 公社は、県営住宅の長寿命化計画に係る基礎資料を成果物とする業務委託契約を締結している。県は、県住宅供給公社からその成果物を提出させ、長寿命化計画を策定している。</p> <p>長寿命化計画を含む県営住宅の将来計画策定に関する事業は、県営住宅の維持管理業務とは性質を異にする事業であり、本来は県が主体となって実施し、費用負担すべきものである。公社に対して業務仕様書に基づいて長寿命化計画その業務の一部を委託するのであれば、管理代行業務とは明確に区別した別業務として県が予算措置を行うべきである。</p>	<p>県が主体となって実施すべき県営住宅の将来計画の策定の際、公社に委託する場合は、予算措置を検討する。</p>
<p>(意見41) 県営住宅団地の耐震対策の公表について 老朽化した県営住宅団地の耐震対策は、県にとつて重要な事業であるため、耐震対策の必要性について質問したところ、県においては、県営住宅の耐震対策は終了しているとのことであった。①耐震化に問題はないとする具体的な基準について②各団地における耐震調査の状況とその結果③各団地において実施された耐震工事、実施された耐震工事の概要、費用、財源等については、入居者はもちろん、これから入居を申し込む者、近隣住民にとつても重要な情報であるため、公社のホームページ等で公表することが望ましい。</p>	<p>福岡県ホームページに「県営住宅の耐震対策について」のページを作成し、「公共住宅耐震診断・改修マニュアル」に基づく診断結果及び改修工事の種類等を令和4年9月に掲載した。</p>
<p>(指図書事項9) 申請書の日付記載について コインパーキング用看板の設置やコインパーキングを目的とする使用許可において、申請日の未記入や、行政財産使用許可申請書の提出前に使用許可についての伺い書が起案されていた。申請書の日付についても漏れなく記載するように申請者に要望されたい。また申請に對する決裁なく記載するよう申請書に要望されたい。また申請に對する決裁については、実際に申請書が提出されてから実施されたい。</p>	<p>申請書の日付を記入するよう、注意書きを付した記入例を作成した。令和4年4月以降に入札を行った場合は、落札者に記入例を配布する。</p> <p>また、申請に対する決裁について適正な事務処理の徹底のため、申請書が提出されてから起案、決裁するようにより、担当課内で文書により周知した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見42) 一般競争入札実施の報告について 勝野団地、豊団地、倉坂団地、本城西団地については、入居者より自動販売機設置についての要望があった。そこで自動販売機を設置するにあたり、公募による貸付を行うために一般競争入札を実施したにも関わらず、落札者なし(参加者なし)であったため、各団地の自治会が自動販売機を設置することとなり、各団地の自治体に行政財産の使用許可を行っていることを確認したうえで、自動販売機設置を希望する団地の公募がないことを確認したうえで、自動販売機設置を希望しないが、入札の応募がないことについての報告は、使用許可の根拠でもあることから、漏れなく実施することが望ましい。</p>	<p>令和4年4月以降、入札の結果、落札者(参加者)がなかった場合も、その結果を文書にまとめ、報告することとした。</p>
<p>(意見43) 自動販売機設置のための一般競争入札の実施について 県においては、自動販売機を設置することを目的とした行政財産の貸付は、平成21年「自動販売機設置に係る行政財産の貸付の導入について(通知)」の総務部長通知により導入されている。しかし、貸付導入(通知)団地自自治会と自自治会との間には、同通知中の貸付対象外事由3(3)「県の施策の推進上、当該団体等に対する支援が必要であると認められること」を適用し、貸付対象外として判断され、使用許可を行っている(対象団地：千代、東福岡、宮の陣、小森野、尾倉、徳永、幸町)。団地自治会は住民の団地の共用部分を管理する任意の団体であり、その活動は団地自自治会が徴収する共益費により賄われている。既存の自動販売機を通知の対象外とし、他の団地自治会では行っている公募を実施せずに使用許可を継続するのは、他の団地自治会との公平性の点から望ましくない。当該通知以前より自動販売機を設置している団地自自治会についても、通知の適用外として使用許可を更新し続けることで対応するのではなく、一度、貸付について使用許可を更新し続けることと対応することを受けている団地自自治会以外に入札する意思がある者がいないかどうか確認することが望ましい。 自動販売機の実施については、貸付についての一般競争入札を実施し、現在、使用許可を受けている団地自自治会以外に入札する意思がある者がいないかどうか確認することが望ましい。</p>	<p>千代、東福岡、小森野、尾倉、徳永、幸町団地において、令和5年1月に公募を実施した。宮の陣団地については、現在の団地自自治会と自販機設置業者との契約満了後、公募を実施することとした。</p>
<p>(指摘事項10) 駐車場の設置区画数以外の敷地への駐車について 現地視察を実施した県営住宅団地において、駐車場の設置区画数以外の敷地に自動車が増設されていた。福岡県営住宅条例では、入居者の利便性を確保したものでなければならぬと規定されている。条例の趣旨に基づき、直ちに入居者の利便性及び安全性に配慮した駐車場の区画設置を行うことを実施されたい。なお、当該団地では、建替事業に併せて駐車場整備が進められていることとあり、早急に進められたい。</p>	<p>当該団地の駐車場整備について、福岡県営住宅条例第3条の18に基づき、入居者の利便性及び安全性に配慮した駐車場の整備を実施していくよう、令和4年度に設計を行った。</p>
<p>(指摘事項11) 長時間放置されている車両について 現地視察を実施した県営住宅団地において、長時間放置されている車両があった。県営住宅放置車両対策実施要領によると、放置された車両については、所有者が判明した場合は管理代行者により自主撤去を指導し、判明しなかった場合は、県において撤去通告及び公告を実施し一定の期間(3か月)を経過し、さらに放置状態が改善されていない場合には、県において当該放置車両に関する関係資料をとりまとめ、課長決裁の上、管理代行者に指示し、撤去を実施するものとすることと定められている。 県営住宅の良好な環境を維持するため、県営住宅放置車両対策実施要領に基づく手続により、放置車両を撤去されたい。</p>	<p>当該団地に長期間放置されていた車両について、県営住宅放置車両対策実施要領に基づく手続により、県からの指示のもと令和4年8月に公社で撤去を行った。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見44) 女性委員の登用に 福岡県営住宅管理審議会の委員は総勢11名で構成されているが、そのうち女性委員は2名で女性比率は18.1%である。県総合計画及び第4次福岡県男女共同参画計画に基づき、県の審議会等における女性委員の割合について42%以上を目標に、審議会等への女性委員の登用に取り組んでいる。当審議会目的である、県営住宅のサービス水準の向上、引いては生活の拠点となる住まいに関する多様な視点での審議により、有効な政策・方針決定が図れると考えられる。県の審議会等における女性委員の登用への取組を踏まえ、委員の選定を検討されたい。</p>	<p>令和5年12月の委員改選の際に、弁護士会、福祉、建築等関係団体に発出する推薦依頼文書に、できる限り女性委員の推薦を要望する文言を加えた。また、女性委員の登用を図っていくこととした。</p>
<p>(意見45) 審議会議事内容の一般公開について 福岡県営住宅管理審議会の議事要旨は、県ホームページにおいて一般に公開されている。しかし、公開されているのは直近の審議会11回のみであり、かつ議事要旨には、議題が簡略的に記載されているだけで資料などの添付もなく、審議の内容がわかるものになっていない。 各審議会では、法令等の審議に至る背景、課題認識、対応案等が他団体の事例を添えて参考資料として、幹事(県職員)によりわかりやすくまとめられており、議事要旨と併せて公開することは、県民の県政に対する理解と県政への参加の促進に大きく寄与するものであると考える。県民の県政に対する理解と県政への参加を促進するため、当審議会での審議状況がわかるように、複数回にわたる審議会の議事要旨、審議会資料を公開することを検討されたい。また、非公開とする場合でも、その合理性について慎重に検討されたい。</p>	<p>審議会の公開については、審議会運営規程第7条に、原則公開とし、審議会の会議の公開に関する基準(以下「基準」という。)に基づいて非公開とすることができると規定している。また、会議録については、基準第5に、公開した会議の議事概要及び会議資料の概要をホームページ掲載等の方法により公開するよう努めるものとし、非公開とする場合においても、議事要旨等の公開に努めるものとして定めている。 過去の審議会の議事要旨については、県のホームページの公開期間を1年間としていたが、令和4年度10月開催分から、長期間確認できるように変更することとした。 直近の審議会については、個人情報に関し審議等を行う会議であったため、議事要旨が議題の簡略的な記載となつたものである。 今後とも基準に基づき、議事概要及び会議資料の概要をホームページに掲載して公開するよう努めていく。</p>
<p>IV 福岡県住宅供給公社について</p>	
<p>(意見46) 年度事業計画書の承認について 公社は県営住宅の維持管理を代行するにあたり、「県営住宅の維持管理に関する協定書(基本協定)」に基づいて年度事業計画書を作成し、県に提出し、県の承認を受けることとなっている。「令和2年度県営住宅の維持管理に関する協定書(年度協定)について」の同じ書のコピーが提示された。当該書をもって、年度事業計画書についても承認していた。 協定書(年度協定)の伺い書の決裁をもって年度事業計画書の承認を行うことであれば、年度事業計画書の承認は、協定書(年度協定)の締結の前提となるので、当該伺い書の添付資料として年度事業計画書を添付するとともに、伺いには年度事業計画書の承認についても決裁を求める旨を記載することが望ましい。</p>	<p>年度事業計画書は、協定書(年度協定)の締結の前提であるので、令和4年度から、年度協定の締結伺いの際に、年度事業計画書を添付し、その承認も決裁を求める旨を記載することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(指摘事項12) 業務報告書の提出日について 令和2年度の事業報告書の日付は空欄となっており、県営住宅の維持管理等に関する協定書(基本協定)に定める、「毎事業年度終了後45日以内」に事業報告書が提出されたかどうかは不明であった。県としては、住宅供給公社と協議し、決算が正確かつ適切に行われる時間を十分に考慮したうえで、適切な提出期限を協定書に記載することにについて検討された。</p>	<p>事業報告書の提出期限については、公社と協議した結果、公社の決算確定後1か月以内とすることを協定書に記載することとし、令和4年度事業報告書から適用することとした。</p>
<p>(意見47) 事業報告書の審査について 「県営住宅の維持管理等に関する協定書(基本協定)」によれば、住宅供給公社より事業報告書の提出があったときは、県は「これを審査し、又は必要に応じて調査を行うもの」とされている。公社からの事業報告書に閲覧者の押印がなされているもの、誰がいつ審査を実施したのかは不明な状況であった。 県営住宅の維持管理業務は多岐にわたっており、事業報告書についても別添1から別添9まで100ページほどの分量になる。その内容の審査は重要であると思われるので、協定書に従って県でも審査を実施し、審査担当者の名前と審査日を明記しておくことが望ましい。</p>	<p>令和4年度から、公社から事業報告書が提出された場合は、協定書に従って、県が審査を実施し、審査担当者の名前及び審査日を明記することとした。</p>
<p>(意見48) 実地調査の実施報告について 公社が管理代行する維持管理業務にあたっては、県は定期報告や事業報告を受けると、「必要に応じて報告を求め、実地調査をし、又は必要な指示をすることができると」されている。 しかしながら、実地調査については、「必要」がなかったため近年行っていないとのことであった。 県としては、事業計画画書に記載のとおり、維持管理業務が仕様書等に基づいて「適正かつ公平」に行われているかどうか、確認する必要がある。 定期的の実施状況を調査するための実地調査を行うことが望ましい。複数年に1回など、定期的に実地調査を行うことが考えられる。 また管理代行の対象業務は多岐にわたるため、毎回の調査ですべての業務をチェックするのはなく、ローテーションでチェックしていくなどの方法もある。</p>	<p>令和5年1月に「県営住宅管理代行者実地検査要領」を定め、基本協定や仕様書記載の業務に関する調査を年1回以上実施することとした。</p>
<p>(指摘事項13) 管理代行における再委託について 公社は、県営住宅の維持管理業務の一部を第三者に委託しているが、「県営住宅の維持管理等に関する協定書(基本協定)」に基づく県の承認を受けていない。管理代行という特殊なスキームかつ、県営住宅の維持管理という広範な業務に関する協定では、いわゆる「委託業務の丸投げ」や業務責任が不明確になるといった再委託等のリスクと、指定管理制度において公社が行っていた第三者への再委託等の実情を踏まえた再委託等の制限に関する条項への見直しを検討する必要がある。 再委託等の制限に関する条項の見直しを検討後、公社は当該条項に基づき県に適切に申請を行い、承認を経た上で委託等の契約を締結する必要がある。また県は、再委託等について公社が適切に承認を実施しているかモニタリングを行う必要がある。</p>	<p>令和5年3月に基本協定における再委託等の制限に関する条項の見直しをし、第三者に委託し、又は請け負わせることができないう維持管理業務の範囲を明確にする予定である。 公社は、見直し後の条項に基づき、再委託等を行う場合は、県に必要な申請を行い、県は承認を行なった場合は、再委託等について適切に実施されているかモニタリングを行うこととした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見49) 県及び公社における下請のモニタリング確認方法について 公社では、多くの維持管理業務を委託、請負工事として発注しており、契約先に対しては請負契約書にて再委託を禁じている。また県が直接執行した県営住宅に係る請負工事契約書においても同様に一括委任又は一括下請けの禁止条項がある。公社発注工事及び県工事において、確認の事実及びその確認方法が不明瞭な状況にある。県及び公社として、請負契約書第6条(一括委任又は一括下請けの禁止)に該当しないことを確認し、他県のようにチェックリストを活用した運用を行うことを避けるため、他県のようにチェックリストを活用した運用を行うことが望ましい。</p>	<p>県発注工事については、県土整備事務所職員が監督員として、平成28年国通知に基づき、施工体制台帳等により一括下請負の確認を行ってきたところである。しかし、その業務対応について監督員により差異が見られることから、令和4年9月に「建築工事監督業務マニュアル」を改定して国通知について明記するとともに、毎年6月頃に開催する監督員研修会において、監督員への周知徹底を図ることとした。 公社が発注する工事や業務委託について、一括委任や一括下請けでないことを確認したことを明確にするため、他県のチェックリスト等を参考に検討した上で、令和4年度にチェックリストを作成し、令和5年度から活用することとした。</p>
<p>(意見50) 管理代行に係る取扱い規程の明確化について 公社における入札及び契約関連の規程は、県の入札及び契約関連の規程との間で現在、相違はない。今後、県において入札及び契約関連の規程の改訂が行われ、公社にて関連する規程の改訂が行われた場合、公社が管理代行者として実施する業務が、県の入札及び契約関連の規程に準拠しなくなる恐れがある。 管理代行に係る基本協定書に、県の規程に準拠して業務を行う必要がある旨を明記している自治体が存在する。公社が管理代行者として実施している業務が、県の関連規程に準拠しないことを避けるため、県は管理代行に係る基本協定にて県の規程に準拠する必要があることを明確にすることが望ましい。</p>	<p>令和5年3月に、公社が行う入札及び契約関連の規程について、県の規程に準拠することを基本協定の仕様書に明記する予定である。</p>
<p>(意見51) 入札手続における立会の要否について 公社における入札は、入札業者の立会を必須としている。公社では最低入札価格を設けているが、開札の結果、最低入札価格で同額となつた場合には、くじ引きによる抽選を行うこととし、あみだくじで落札業者を選定している。当該あみだくじには、該当業者が横線を入れることができなくなる状況となっている。 業務効率化、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、公社における入札において入札業者の立会を必須とするのではなく、立会が不要となる入札手法の導入について検討することが望ましい。 工事入札におきおける郵送入札の課題として、最低制限価格での入札が多く、くじ引きとなることが想定されるため立会が必要であるとの回答であるが、他自治体においては、郵送入札であっても入札業者の立会を不要とする手法を用いている事例も存在する。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、公社における入札手法の入札業者の立会を必須とするのではなく、立会が不要となる入札手法の導入について検討することが望ましい。</p>	<p>入札参加業者の立会が必要となる入札方法として、令和5年度から郵便入札を導入することとし、令和5年3月に郵便入札の実施要領を制定する予定である。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見52) 入札手続における予定価格の設定の精緻化について 公社が管理代行者として実施した流し台作替工事において、設計変更により多額の変更契約を行っているものがあるが、当初から工事を行う戸数が分かっているれば、指名競争入札参加業者の等級が変わっていたことも考えられる。 業者との契約後に全ての対象戸の住民に対して意向調査を行うのではなく、まずは意向調査を行い、想定戸数についての把握を行った上で入札手続を行うことが望ましい。</p>	<p>令和4年4月から、屋内給水管配管替工事や流し台作替工事等について、発注前に団地住民の意向調査を実施した上で設計書を作成することとし、その後20件の入札を行った。</p>
<p>(意見53) 辞退理由書の改善について 指名競争入札の業者の指名通知後に、1者を除いて他の業者が辞退し、指名競争入札が不成立となったことから、指名業者を再選定している工事が令和2年度に複数存在した。指名業者の再選定による事務手続を避けられるように、工事内容毎に指名業者の辞退について要因把握を行うことが望ましい。その際、公社にて辞退理由の把握や要因分析が容易となるように辞退届の様式を変更することが考えられる。具体的に、辞退届の辞退理由の様式を自由記載とする現行の様式から、辞退理由で想定される項目を例示（価格が低い、工期が短く対応が難しい、手持ち工事の関係から応札が難しい等）し、業者にて辞退理由に○をつけるような様式に改良し、業者にとつて辞退理由を回答しやすくすることが望ましい。 辞退理由については要因分析を行い、辞退業者が多く予想される工事については予め指名業者数を拡大する、または辞退されにくくする工事となるように考慮する等の措置を講ずること、業務の効率化を図ることが望ましい。</p>	<p>令和4年3月入札分から、辞退届の中に想定される次の辞退理由を記載し、該当する番号に○をつけてもらうように様式を改めた。 (辞退理由) ①他の工事を請け負っており多忙なため ②予定価格の範囲内での施工は難しいため ③資材の調達等に時間がかかり、工期内での対応は難しいため ④その他（自由記入） 令和4年度から、既に辞退者が多く予想される工事については、あらかじめ指名業者数を増やすなど対応しているが、辞退理由については、今後分析し、令和5年度以降の入札において、できる限り指名業者の辞退や指名競争入札の不成立を減少させるための措置を講ずることとした。</p>
<p>(意見54) 随意契約ガイドラインの実情との乖離について 県、公社とともに随意契約のガイドラインに係る言及が随意契約理由書になかったため、随意契約を締結する根拠として参照している旨の言及があることが望ましい。 随意契約のガイドラインは、随意契約とする判断の拠り所となる。随意契約の運用にあたっては拡大解釈することを防ぐため、随意契約のガイドラインに照らして随意契約とした理由が明確にわかるよう、特に業務が公社賃貸住宅及び県営住宅の維持管理を主な業務とする公社においては、実際の随意契約例に合わせて随意契約のガイドラインを見直すことを検討することが望ましい。</p>	<p>県は、令和4年4月から、随意契約を行う際には、随意契約理由書に県の随意契約ガイドラインの該当項目を記載することとした。 公社においては、令和4年4月から、随意契約を行う際には、随意契約理由書を作成し、公社会計規程の根拠規定と公社の随意契約ガイドラインの該当項目を記載することとした。 また、現行の公社の随意契約ガイドラインの内容については、緊急の必要により、競争入札に付することができない場合に該当する台風災害対応工事を明示するなど、県の随意契約ガイドラインに準じて、令和5年3月に見直しをする予定である。</p>
<p>(指摘事項14) 契約書の契約金額について 管理業務委託契約書では、第7条（管理業務に要する費用の負担及び支払方法）に「委託料の額は、〇円（うち消費税額等〇円）」と委託料の額を記載することが定められている。ほとんどの契約書では、第7条に委託料の金額が記載されているが、一部の契約書では、第7条の金額欄が空欄になっている。契約金額の文言がなかった。管理委託料の契約金額は、委託契約書の条文中に消費税等の金額とともに漏れなく記載されたい。</p>	<p>金額欄が空欄となっていた契約書について、令和4年4月に相手方の控えの契約書も含めて、金額を記載した。 また、令和4年5月12日付けの文書により、賃貸事業部の全職員に対し、契約書の記載漏れがないよう周知徹底した。 また、再発防止策として、複数の担当者で契約書の記載内容を確認することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見55) 入居後の必要書類提出について 公社賃貸住宅の入居申し込み資格として、「同居予定親族がある方、申込者は単身の方で下記のいずれかか該当する方」という要件がある。申込者以外にも同居者がいるかどうかは、入居の際の審査における「収入又は貯蓄等の基準」を満たしているかどうかに直結するため、公社では申し込みの際の必要書類の一つとして、発行後3ヶ月以内の住民票（入居予定者全員のもの）の提出を求めている。また、入居後に提出が必要となる書類として、入居後の住民票が挙げられている。入居申し込み資料、審査資料、契約関連資料等を閲覧した結果、入居後の住民票が入手されれていないものが散見された。 入居後の住民票についても漏れなく入手し、審査時点における同居予定者と異なるものが同居している場合もしくははしない場合について、審査のやり直しなども含めて対応することが望ましい。 入居決定及び賃貸借契約の締結について（同）の決裁日が記載されていないものが1件あったため、決裁日については漏れなく記入された。</p>	<p>令和4年5月12日付けの文書により、賃貸事業部の全職員に対し、入居後の住民票の未提出や決裁日の記載漏れがないよう周知徹底した。 また、再発防止策として、入居後2週間を経過しても住民票の提出がない場合は、督促を行うこととし、毎月末に担当係長が再確認を行うこととした。</p>
<p>(意見56) 連帯保証承諾書の通時入手について 入居の審査に当たり、連帯保証人が必要と判断される場合には、連帯保証人および連帯保証承諾書の入手しておく必要がある。入居審査と入居決定及び賃貸借契約の締結についての向い書が決裁された時点で、連帯保証人より連帯保証の承諾を受けていないものが1件あった。また連帯保証承諾書に日付がないものが2件あった。連帯保証承諾書は、審査の時点で適時に入手するように留意された。また日付についても漏れなく記載するように留意された。</p>	<p>令和4年5月12日付けの文書により、賃貸事業部の全職員に対し、決裁時における連帯保証承諾書の不備やその日付の記載漏れがないよう周知徹底した。 また、再発防止策として、向い書に承諾日を記載することにより、連帯保証承諾書の日付の記載漏れを防ぐこととした。</p>
<p>(意見57) 訪問督促の実施報告について 令和2年度夏季の長期滞納者に対する訪問督促実施の向い書を見ると、3ヶ月以上の滞納者リストの滞納者は19名であったが、訪問督促実施の報告書では、実際に訪問督促が実施されたものは3名であった。訪問督促をしなければ、16名については、「支払があった者、事前に連絡がつき支払いの意思表示があったもの」に該当するとのことであった。 3ヶ月以上の滞納者リストの滞納者のうち、「支払があった者、事前に連絡がつき支払の意思表示があった者」については、リストから削除して報告するのではなく、そのままリストに残したうえで、3ヶ月以上の滞納者リストの滞納者のうち、訪問督促を実施しなかった理由を明記したうえで報告することが望ましい。</p>	<p>令和4年度の夏季訪問督促の実施向い書から、3か月以上の滞納者リストに、その時点での訪問予定の有無及び訪問しない場合の理由を記載することとした。 また、令和4年度から、訪問督促実施後の報告についても、同リストに結果を記載したものを添付することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見58) 賃貸契約における貸与区画の明示について 公社では、団地駐車場を有効活用するため、その一部をコインパーキングとして利用することを目的に、駐車場の一部区画について民間企業と賃貸契約を締結している。 閲覧したコインパーキングの契約書7件のうち4件については、契約対象となる（コインパーキングとして賃貸する）区画数が不明であった。いずれも契約日は平成時代であり、すでに契約書の契約期間は経過しており、一年更新で区画数が明確ではないまま契約が継続されている。よって、一年に一回の契約更新に当たり、①貸与区画数を明確にするか②貸与区画のマップを添付して、貸与対象区画の場所や区画数が分かる方法で貸与場所を明確にすることが望ましい。</p>	<p>当初のコインパーキングの契約書で貸与区画が不明なものについては、令和4年4月に貸与区画を特定した。また、全ての契約書に区画マップを添付し、貸与区画数を明確にした。</p>
<p>(意見59) 賃貸住宅管理人の設置について 公社では、「住宅の維持管理その他入居者との事務連絡を行うため管理人を委嘱することのできるもの」とし、賃貸住宅管理人を置く場合には、賃貸住宅団地ごとに1名置くこととしている。そこで「各団地の管理人（及び管理会社）一覧表」を入手したところ、25団地で不在となっている。公社も地区管理員（職員）による団地巡回・休日・夜間の緊急対応等、維持管理において対策を講じているが、入居者の異動の把握や住宅及び共同施設の状況の把握と異常箇所の報告など、団地入居者のほうがスムーズに実施可能と思われる職務もある。特に管理戸数が100戸を超えるような大型団地については、管理人の設置が不要なのか再検討を行い、必要であれば管理人となる希望者を改めて募らねばならない。</p>	<p>管理人不在の25団地については、令和4年4月に団地自治会を通じて、管理人の募集を行ったが、心算が少なく、3団地の配置に留まった。今後、管理人を置く必要性の高い団地については、改めて団地自治会にその必要性を説明するなど、積極的に募集に努めることとする。 なお、管理人が不在の間は、地区住宅管理員を活用し、団地の管理に支障が生じないように努めている。</p>
<p>(指摘事項15) 賃貸住宅管理人の就任承諾書について 「福岡県住宅供給公社賃貸住宅管理人設置要綱」によれば、公社団地の住宅管理人の要件として、公社住宅管理人就任承諾書を提出することが定められている。公社住宅管理人は31人いるため、公社住宅管理人就任承諾書の有無を確認したところ、確認できたのは12人分のみであった。 現在、委嘱されている公社住宅管理人の公社住宅管理人就任承諾書は漏れなく保存されたい。また保存されている公社住宅管理人就任承諾書に日付が記載されていないものが1件あったため、日付も漏れなく記載してもらおうように留意されたい。</p>	<p>公社住宅管理人就任承諾書の保管が確認できなかった管理人に対し、令和4年4月に再度提出を依頼し、受理した。 また、令和4年5月12日付けの文書により、賃貸事業部の全職員に対し、適切な文書の管理を行うとともに、就任承諾書の日付の記載漏れがないよう周知徹底した。</p>
<p>(意見60) 賃貸住宅管理人への報酬支払について 「福岡県住宅供給公社賃貸住宅管理人設置要綱」の第4条第1項で、「別に定める基準により算出した額を、月手当として支給」することが定められており、第4条第2項では、「手当は、1月から6月までを6月末日に、7月から12月までを12月末日に支給する」と6ヶ月毎に支払うことが定められているが、実際には3ヶ月に1回支給されている。支給業務が多いと公社の負担となるものの、管理業務の対価は出来るだけ短期間に支給することが管理人にとっては望ましい。要綱の規定と実態に乖離があるので、管理人の便宜も考慮し、要綱の規定を実態に合わせることにについて検討されたい。</p>	<p>住宅管理人手当の支給方法について、令和4年4月に要綱を実態に合わせて改正した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見61) 公社住宅の入居率向上について 団地シリーズについては、定期的な大規模修繕工事が実施され、外観を維持する努力が行われているが、エレベーターがある団地は少ないため、高齢者や身体障がい者の居住は厳しい。また、現在の賃貸物件と比較すると、設備面や断熱性能等が劣っている。 公社では、毎年、計画修繕工事やリノベーション等の住戸改善を実施して住環境の向上に努めているが、団地全体で見ると一部である。また、団地シリーズは、概ね昭和40年代もしくは昭和50年代の建築のため、現在の賃貸物件では当たり前となっている設備がない団地もある。例えば、トイレに電源がない、ネット環境がない、洗面所の給湯機能がないなどが挙げられる。 公社では、定期的な家賃改定は行っており、新築子育て減額等の制度により入居促進を図っているが、入居率が低い団地は個別に家賃を低くするなどの措置を検討されたい。その場合、近隣の民間賃貸住宅と比較し、設備や立地条件などを勘案した上で、見直しを行うよう検討されたい。 また、室内設備のリニューアルを行うことも、入居率の向上には有効である。公社では、リノベーション等の住戸改善や、地域優良賃貸住宅制度を利用した子育て支援型の住戸改善（紫第二・大板井）を実施しているが、十分ではなく、さらにリノベーションを推進し、入居率の向上に努められたい。 公社は、団地シリーズの中で住宅需要を勘案し、立地条件や設備に多額の費用がかかる等、対策を講じることが困難な団地については、棟を減らし入居者を集中させる等の対策を一部講じているが、入居率の低さや、老朽度合いを勘案し、さらに推進することを検討されたい。 また、ホームページの募集ページを見ると、住戸の写真が少なく、アピールに乏しいので改善されたい。他にも入居率を上げるための対策はあると思うので、公社で検討し、入居率を上げるための対策を取られたい。</p>	<p>現在入居者の募集を行っている公社賃貸住宅52団地について、設備や立地条件を加味して周辺相場と比較した結果、近くと同様の条件で割安な賃貸住宅があり、家賃を見直すことが適当と判断した2団地については、令和4年10月3日から、家賃を1割程度低くして、定期借家物件として新規入居者を募集を開始した。 また、令和4年度は、昭和40年代、50年代に建設された入居者募集中の団地で、立地条件がよく入居率の向上が見込まれる6団地24戸で、現在の住宅ニーズに合った間取りや設備等への更新を行うためのリノベーションを実施した。 令和4年10月3日に全面更新した公社ホームページについては、住戸の写真を多用し、閲覧者がイメージしやすいページとした。 減棟事業については、平成28年度から開始し、これまで2団地6棟を減棟してきたが、令和4年度は1団地1棟の減棟に取り組んでおり、令和5年度以降も、建物の老朽化の状況や入居率の改善状況等を総合的に判断し、既存の入居者に配慮しながら減棟に取り組むこととした。</p>
<p>(意見62) 公社住宅の家賃改定について 公社は公社賃貸管理条例第14条第1項に基づき、3年ごとに市場調査を実施し、募集家賃と市場家賃との乖離が確認された場合には家賃改定することとしている。令和3年4月に当該市場調査を実施しているが、乖離が僅少であったとして家賃改定が行われなかった。家賃改定ルールは、入居率が芳しくない団地について家賃改定を実施することにより、入居率改善を目的とする取組の一環として設けられているものである。したがって、その目的を達成するため、比較対象となる代表団地を固定するのではなく、入居率が芳しくない地域、住宅の間取り等を勘案して決定するべきである。 入居率改善目的を達成するため、比較される家賃の代表団地は入居率が芳しくない地域、住宅の間取り等を勘案して決定するよう、改定ルールを改めることが望ましい。</p>	<p>令和6年度家賃改定に向けて、令和5年度中に入居率も勘案した家賃改定ルールの見直しを実施することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見63) 駐車場の有効活用について 住宅の賃貸事業において、駐車場の確保は重要な要素である。特に公共交通機関の便が良好ではない地域の賃貸住宅において、入居率を確保するためには管理戸数もしくはそれ以上の駐車場を準備しておくことが望ましい。 一方で、駐車区画数に対する駐車場契約区画数の割合は、令和2年度末でクランオンシリーズは87.17%であるが、団地シリーズでは62.14%に留まっている。 公社では、入居者への複数台貸し、入居者以外への者や事業者への貸し出しを積極的に行っているものの、駐車場空き区画の解決には至っていない。 入居率を上げることで駐車場の利用を促進するとともに、入居者以外の駐車場利用を促進されたい。それでもなお駐車場の区画使用率が長期にわたり改善されない場合には、駐車場だけでなく、目的外使用も含め、他の有効活用を検討されたい。</p>	<p>駐車場の空き区画については、入居者への複数台貸し出しやカーシェア、コインパーキング、団地入居者以外に貸し出す外部貸出しについて募集を行い、令和4年度はコインパーキング5区画、外部貸出し52区画の計57区画を貸し出した。 引き続き、空き区画の貸出しについて募集を行うが、区画使用率の改善が図られない場合は、移動販売車やキョーケンカー等の誘致など、駐車場以外の利用目的での貸出しについても、検討を行う。</p>
<p>(意見64) 公社住宅の災害リスクについて 公社住宅団地について、ハザードマップ等で洪水被害、内水被害、土砂災害、津波被害、高潮被害のリスクの有無及びその程度を調査した資料を入手したところ、いくつかの団地においていずれかの災害リスクが存在した。各団地のハザード情報をホームページ等で公表することが望ましい。リスクの程度についても把握し、公開することが望ましい。 また災害リスクがある団地については、早期に安全対策を講じるとともに、その情報についても公表することが望ましい。</p>	<p>公社ホームページの全面更新（令和4年10月3日）の際に、入居希望者が市町村のハザードマップ情報を閲覧できるように、市町村ホームページへのリンクを貼った。 ハザードマップで災害リスクのある団地については、避難場所の周知や避難訓練の実施等を通じて、入居者の防災意識を高めていくこととする。</p>
<p>(指摘事項16) 公社住宅団地の防火管理者について 公社住宅の消防法上の管理について、公社は公社住宅団地の所有者であるから管理権原者に該当する。管理権原者は、防火管理者を選任する義務を負うが、10団地については防火管理者が任命されておらず、結果として「防火管理に係る消防計画」も提出されていなかった。 消防法では、防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければならぬ旨が記載されている。所管の消防署と相談の上、必要な場合には防火管理者を定められたい。</p>	<p>防火責任者を選任していなかった10団地については、令和4年4月8日付けで防火管理者を選任し、4月11日に所管の消防署に対して防火管理者選任届出書及び防火管理に係る消防計画を提出した。</p>
<p>(意見65) 避難訓練等の実施について 公社住宅団地のうち、防火管理者と総括防火管理者が任命されている団地については、所管の消防署に選任届が提出されており、「防火管理に係る消防計画」も提出されている。「消火、通報及び避難訓練その他防火管理上必要な訓練」についても「防火管理に係る消防計画」に記載されていることであつたが、訓練は計画のとおりに行われていなかった。 共同住宅のような「非特定用途の防火対象物」では、消火、通報及び避難訓練については、「防火管理に係る消防計画」に記載されている回数を実施することとなっている。「防火管理に係る消防計画」とおりに消火、通報及び避難訓練を実施することが望ましい。</p>	<p>令和4年5月に避難訓練マニュアルを作成し、これを用いて賃貸管理事業課長から各防火管理者に対し、防火管理に係る消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施方法について周知徹底した。 令和4年度は、団地自治会と調整がついた2団地において、このマニュアルに基づき、消火、通報及び避難訓練を実施した。 令和5年度も、団地自治会と調整ができた団地から順次、消火、通報及び避難訓練を実施することとする。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見66) 公社住宅団地の耐震対策の公表について 老朽化した公社住宅団地の耐震対策は、団地を所有する公社にとつて重要な事業であり、耐震対策の推進状況は、入居者にもちろん、これから入居を申し込む者、近隣住民にとつても重要な情報である。①公社における耐震化に問題はないとする具体的な基準について②各団地における耐震調査の状況とその結果③各団地において実施された耐震工事、実施された耐震工事の概要、費用、財源等については、公社のホームページ等で公表することが望ましい。</p>	<p>公社賃貸住宅の耐震対策について、公社賃貸住宅の耐震性能（令和4年9月1日時点）に係る具体的な判断基準、耐震調査の時期及び調査結果を、令和4年10月3日に公社ホームページに公表した。</p>
<p>(意見67) 文書の保管場所について 公社の執務スペースを見学し、県営住宅に関する書類の保管場所について確認したところ、一部書類について、扉のついていないオープンキャビネットに保管されていた。 公社住宅に関する書類についても、一部書類について扉のついていないキャビネットに保管されているものがあった。 個人情報記載されている文書など、重要な文書に特定しうえで、重要な文書については、扉のついた施錠可能なキャビネットに保管することについて検討された。 文書保管については、重要な文書の保管についての規定がないので、どのような文書を重要な文書とするか（個人情報のみではなく財務会計に係る文書なども重要な文書とする事例もある）、どのような方法で保管するか（施錠可能な場所が望ましい）検討し、例えば「福岡県住宅供給公社文書管理基準」などで文書化することが望ましい。 個人情報保護は県にとつても重要な課題であり、県と公社が協力して、適切な文書保管の体制を構築することが望ましい。</p>	<p>令和4年4月に県から公社に対し、県営住宅の維持管理等に関する協定書第22条に基づき、個人情報記載されている書類に関しては、鍵付きのキャビネット等に保管して適切に管理するよう、指導を行った。 公社においては、令和5年3月に文書の保管方法に関する基準を制定する予定であり、県から指導のあった個人情報記載されたキャビネット等に保管すべき重要な文書を特定し、令和5年度に鍵付きのキャビネットを購入し、当該基準に即って適切な文書管理を行うこととする。</p>
<p>(意見68) 制度住宅の更なる拡充について 公社は賃貸住宅として73団地、9,181戸、176室を管理している。このほか、サービスタキ高齢者向け住宅が1団地、18戸ある。 このうち制度住宅は、中堅所得層ファミリー世帯向けの特定優良賃貸住宅が39戸、高齢者向け優良賃貸住宅が40戸、地域優良賃貸住宅は70戸、合計149戸である。 地方公共団体が低廉な家賃で賃貸する公営住宅とは異なり、公社賃貸住宅の家賃は近傍同種家賃（周辺と同じような民間賃貸住宅の家賃）と均衡を失しないように（あまり差が出ないように）設定されており、家賃の面では民間の賃貸住宅と差別化されていない。 民間の賃貸市場も成熟し、かつ人口が減少している時代に、公社の民間企業では提供が困難である子育て世帯向け、高齢者向けも住宅の賃貸サービスタキに取組むべきである。 少子化対策として、子育て支援型の地域優良賃貸住宅は増やしていくべきであるし、高齢化社会における要介護高齢者の住宅対策は喫緊の課題であるから、サービスタキ高齢者向け住宅を増やすことについて検討されたい。また、公社のサービスタキ高齢者向け住宅は自立支援タイプが中心となっており、他県では要介護高齢者向けに介護サービスタキや食事サービスタキを提供しているが、他県では要介護高齢者向けに介護内容についても他県を参考に検討されたい。</p>	<p>制度住宅の拡充については、住宅の建替え時に、国や地方公共団体の補助事業等も踏まえながら、高齢者向けだけでなく、子育て世帯向け住宅等の提供についても、検討を行う。 また、サービスタキ高齢者向け住宅（サ高住）におけるサービスタキ内容については、高齢者とその家族のニーズや県内のサ高住の供給状況、他公社の取組状況等を踏まえ研究していく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(意見69) 公社ストックのライフサイクルを踏まえた将来見通しについて 公社の経営計画においては、公社賃貸住宅の活用方針を定めた公社賃貸住宅ストック活用計画に基づく数値や実績に基づく修繕費の見込額は反映されているものの、団地施設の長期修繕計画に基づく数値は反映されていない。 公社の住宅ストックのライフサイクル期間を踏まえて、その期間のストックのライフサイクルコストとその財源、そこから稼働できる利益を財源とした公的役割を担うためのコスト等財務的な数字(カネ)のみならず、それを実現するための各住宅ストックの残稼働年数・管理戸数(モノ)、職員数(ヒト)、事業成果指標等の非財務数値が整合するのかが検証することは、事業継続性、そのための経営課題の明確化、具体化につながるものであると考える。 公社の団体としての役割の明確化と、安定的な事業運営を継続するため「ヒト」「モノ」「カネ」の各要素を十分に考慮し、具体的な数値に基づく公社ストックのライフサイクルを踏まえた将来見通しを検討されたい。</p>	<p>次期経営計画(令和7年度～)については、「ヒト」「モノ」「カネ」の各要素を十分に考慮し、長期修繕計画も反映した「具体的な数値」に基づくものとすることとし、以下のスケジュールで次期経営計画の策定に向けた検討を開始した。 令和4年度：公社賃貸住宅のあり方等について検討 令和5～6年度：上記検討を踏まえた公社賃貸住宅活用計画(仮称)の策定(※) 令和6年度：上記計画と長期修繕計画を反映させた次期経営計画の策定 (※)公社賃貸住宅活用計画(仮称)とは、県の住宅施策の方向性を踏まえ、公社賃貸住宅の役割を明らかにし、今後の公社賃貸住宅事業の在り方等について定めるものであり、経営計画の策定に当たって、その前提となる計画の一つである。</p>

公安委員会

福岡県公安委員会告示第88号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和5年4月21日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和5年6月9日（金）から同年6月16日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所

令和5年6月14日（水）から同年6月16日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター
------------------------------	---	---------------------------------

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
38名
- (2) 追加取得講習
10名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和5年5月8日（月）及び同年5月9日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第89号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和5年4月21日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 交通誘導警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 貴重品運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和5年7月26日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

(2) 交通誘導警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和5年7月27日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

(2) 交通誘導警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5 枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 5 年 6 月 26 日（月）及び同年 6 月 27 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）

(イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1 級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1 級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の 2 級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第 8 条第 2 号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1 級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務 2 級 16,000円

イ 交通誘導警備業務 1 級 14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず 7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず受付専用電話（080（2739）0070）に電話して事前申込み（1 電話につき 1 名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間内（2 日間）に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した

者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第 90 号

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）附則第 7 条第 2 項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査（以下「書面審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第 9 条の規定により公示する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

令和 5 年 6 月 1 日（木）から同年 7 月 31 日（月）までの間

※ 福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 1 項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際（平成17年11月21日現在）、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

(1) 受付期間

ア 受付日

令和5年6月1日（木）から同年7月31日（月）

※ 県の休日を除く。

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

ア 3(1)ア又は3(2)アに該当する者

住所地を管轄する警察署

イ 3(1)イ又は3(2)イに該当する者

営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 3(1)ウ又は3(2)ウに該当する者

旧合格証の交付を受けた警察署

(3) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚

(ウ) 旧合格証の写し

(エ) 3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）

a 3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

b 3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

なし

5 申請方法

(1) 4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、4(3)に掲げる必要書類を提出すること。

(2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。

(3) 手数料

書面審査については、手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

(1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間に、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

福岡県公安委員会告示第91号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

令和5年4月21日

福岡県公安委員会

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
令和5年7月28日（金）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

ア 受付日

令和5年6月26日（月）及び同年6月27日（火）

- イ 受付時間
午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間
- (2) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1 通
- (イ) 写真 1 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (ウ) 旧合格証の写し
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合
なし
- (3) 審査手数料
4,700 円
- ※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。
- (4) 申請方法
- ア 審査を希望する者は、まず、7(1)の受付期間内に、必ず受付専用電話（080（2739）0070）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた 2 日以内（県の休日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、住所地（審査希望者

が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（それぞれ 90 パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間に、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

福岡県公安委員会告示第 92 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 7 条の規定により公示する。

令和 5 年 4 月 21 日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 空港保安警備業務 1 級
- (2) 空港保安警備業務 2 級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 空港保安警備業務 1 級

実 施 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和 5 年 8 月 10 日 (木) 筆記試験 令和 5 年 8 月 31 日 (木) 実技試験	午前 9 時 00 分から午後 0 時 00 分 までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 空港保安警備業務 2 級

実 施 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和 5 年 8 月 10 日 (木) 筆記試験 令和 5 年 9 月 1 日 (金) 実技試験	午前 9 時 00 分から午後 0 時 00 分 までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前 9 時 00 分から午前 9 時 30 分までの間を受付時間とし、午前 9 時 30 分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定 15 名

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務 2 級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5 枝択一式 20 問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90 パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行

わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 空港保安警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

- (イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和5年7月18日（火）及び同年7月19日（水）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

空港保安警備業務1級及び2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず受付専用電話（080（2739）0070）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した

者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。